

## 第二篇 上田町

上田町所屬行政  
區變遷

區制期

### 第一章 上田町所屬の行政區變改

#### 第一節 區制期

明治五年四月太政官制に據り、縣内に區制を施行した際に、長野縣には七十二區が置かれた。區の順序は佐久郡より始まり水内郡に終ることと成つて居り、小縣郡には第十四より第二十五に至る十二區が有つた。其内上田市に關係あるは、上田町、踏入、常田、房山、鎌原、西脇、諏訪部、生塙の入つて居た第二十二區と、小牧、諏訪形、御所、中之條等の入つて居た第二十五區とであつた。

此當時、區には戸長副戸長が置かれ、町村には從前通り、名主、組頭、百姓代を置いて、事務を取扱はせた。此時迄貲屬取締にて、取扱つて來た事務を、戸長が取扱ふ事となり、今迄貲屬取締であつた藤井淡水は、第二十二區の戸長に任命せられ、同時に掛山溪水、山村大八郎も戸長を命ぜられ、三人月交代で事務を執つた、第二十二區の副戸長は、外村豊次郎、岡部銘、木村競、瀧澤瀨平、高瀬七郎左衛門伊藤源右衛門であつた。第二十五區の戸長は倉澤平右衛門筑地、副戸長は宮下理兵衛諏訪形、中澤傳五右衛門中之條であつた横關史料町用所日記

長野縣に於ては町村吏員の給料を改正して、公給無給の兩者を廢し、向後は村高、一石に付米五合、宛の合

割合で取り立て、其を村吏の給料に充てさせる事とし、同時に村石高の多少に依りて、村吏人員の割合及其給料を一定した。其時の縣告示は

管下村々村吏給料之儀、上田、小諸、須坂縣下は是迄糾公給、其他は總て公給無し、村内高割にて米金取集相與へ、又は役中夫錢割除き、或は無給にて勤め來り、區々に相成居候間、此度一般改正致し、前書公給の分相廢し、向後村高一石に付米五合宛の割合を以て取立、村吏給料に充て可レ申候

附云取立方の儀は、年々租稅取立候節、名主方に取集め夫々割賦可レ致候

村吏人員從前之姿にては、頗多少有レ之隨て給料の差等も可ニ相立ニ事に付、自今村高に依り、左之割合を以て人員可ニ取極ニ候、尤増減の人數當は、村中入札の上可ニ伺出ニ候

附縣元或は格別家屋稠密之地、又は遠隔の分郷等にて、定額人員のみにては、取締行届兼候場所は、詮義の上増員可ニ差許ニ條可ニ伺出ニ候

### 村吏人員割合

三千石以上

名主一人

組頭十人

百姓代五人

三千石未滿二千五百石迄

同一人

同九人

同四人

二千五百石未滿二千石迄

同一人

同八人

同三人

二千石未滿七百五十石迄

同一人

同六人

同三人

千七百五十石未滿千五百石迄

同一人

同五人

同三人

千五百石未滿千二百五十石迄

同一人

同五人

同二人

千二百五十石未滿千石迄

同一人

同四人

同二人

千石未滿七百五十石迄

同一人

同三人

同二人

七百五十石未滿五百石迄

同一人

同二人

同二人

額村吏給料割賦定

五百石未満

同 一人 同 二人

同 二人

但從前庄屋並重立頭取長百姓の稱見習等の稱一切廢止之事

村吏給料割賦定額

村高千石

此給料玄米五石 但一石に付玄米五合宛

内 六分此米三石、名主 三分此米一石五斗、組頭一人三斗宛

一分此米五斗、百姓代但一人二斗

五升宛

村高三百石

此給料玄米一石五斗

内 九斗此米、名主 四斗五升此米、組頭 一斗五升此米、百姓代

右の分合を以て可レ致ニ割賦候

一村高之内租稅上納等二筆に相成居、從前の名主兩人相立來候分前書定額の米數を以て、名主兩立之儀可ニ差許間其仕來更に可ニ申出候  
一組頭人員前書之通相改候上は、是迄小村にて細に組分け致し置候分は、改正組頭の人員に應じ、組合立直し可レ申候

但組内の小頭は五人づゝと相定是又組合相立可レ申候

壬申四月

長野縣廳

(海野町問屋日記)

明治五年十一月に至り、戸長を區長、副戸長を副區長、名主を戸長、組頭を副戸長、と改稱した。此時此等役人の掌司する事務を規定して達示した。

戸長を區長に名主を戸長と改む

一正副區長は區内、戸長、副は村町内を保護すべき職掌なれば、布告條令を守り、其部内失錯なからしむること専務たり

一區長を始め戸長、副、百姓代組合に至るまで、百事一途に出でざれば錯雜を生ずる基なれば、其職掌概略を次に記し、豫め相達し候條、自己の權柄を以て、不正の取計をなし、又は事務壅蔽等の害あるべからざる事

一區長以下の給料之義は從前定額の通可ニ相心得一事

一正副區長定員は、各區戸數の多寡に由り、追て増減可レ有レ之事

壬申十一月

長野縣權令 立木 兼 善

掌  
區  
長  
副  
區  
長

區長、副區長

一區内の戸數人員を掌るは、是迄の戸長、副の職掌同然たり

一區中の各村町の貧富、土地の原簿、物産の有無、風俗の善惡を辨知し、勸善懲惡及損益等の事を量り

戸長、副を獎勵すべし

一區中孝子義僕德行貞操等、人の模範となる者、之れあらば、其情狀を記して上表すべし

一區内の務何事に依らず、戸長副より議することあらば、事理曲直を推し、誠實に解諭すべし

戸長

一貢納之事專務たる職掌なれば、租稅米金等割賦の節は、必ず欠席無く、副戸長及百姓代立會はせて、

分明潔白にすべし

一村中の組合を正し、戸籍人員を明かにし、牛馬の數等を調すべし

一附戸籍人員の加餘は、無遺漏、區長副區長に達すべし

一村内の風俗を醇くし、人倫の道を明かにし、掲示の條々を堅守せしめ以て、酒淫博奕等の惡習無から

しめ、鰥寡孤獨廢疾老幼を存撫し、濟貧恤究に注意し、有徳の者申談じ、窘迫に至らざらしめざる様厚く世話すべし

一懶民遊食の徒を戒め、各業に就かしめ、以て新地を開き荒蕪を起し候様に注意すべし  
一水行の利害を察し、運輸の便を量る等の事は、急務たり勉めて怠るべからず

附懶民遊食の徒、其過を改めざれば、官に申訴すべし

一村内孝子義僕德行貞操等の人の龜鑑となる者あらば、區長副と議し、其情狀を記して上表すべし

一村入用夫錢等割賦の際には、布告致し置候趣相守り不正は勿論獨斷等あるべからず

一村中争訟の事發らば、副戸長か百姓代かを立會はせ、原因を尋ね事の曲直を糺し、勉て解諭すべし。

了解なき時は始末書差添へ官に訴ふべし

若し相手他村ならば、其始末を彼の戸長副に告げ、互に解諭を加へしめ、猶止むを得ざれば訴ふべし

一凶荒又は水火疾病等の災害に罹り、究民凍餒に迫るものあれば、親戚及び組合にて、救助すべきは勿論なれども、其力能はざれば、副戸長百姓代立會ひ其方法を設け、官に申報して命を仰ぐべし

附本文検査の時百姓代は欠くべからず

副

副戸長は戸長の副なる故、其職掌戸長に易ること無し、唯戸長は直に行ひ、副戸長は總て戸長に告げ、其指揮を得て行ふ事の分別あるのみ。尤副二名ある時は、其管する所を分解し、互に其職掌を勉むべし  
一村中の事總て戸長の許に於て議し、不公偏頗の所置有らしむべからず。若し戸長不理あらば之を匡救すべし

副戸長

百姓代の職掌

百姓代

百姓代は小前一同の惣代なる故に、總て村中に拘はる事を辨知すべし。

一租稅米金及諸勘定等、戸長の許にて割賦する時は、必ず欠席すべからず。其時々決算の上は簿冊に調印を爲し、若し戸長副不正あらば、之を匡救し、猶止むを得ざれば官に訴ふべし。  
附諸勘定の事より、小前疑惑を生じ、紛糾を生ずるは、百姓代の届かざる故なり、格別注意あるべし。  
一村内の風俗を醇くし、懶惰の遊民ある時は、速かに戸長副に告げ俱々教諭を加ふべし。

### 組合

組合は士民を論ぜず五人を普通とし、其地形戸數の都合に依り、六戸乃至四戸なるも妨なし。

一組合は假令一家の如く、若し其内に一箇の悪徒生ずれば、其禍直ちに組合に波及す、故に平日互に其業を勵み、善を勧め惡を懲し、以て親睦するを要す。

一總て事は小より大に及ぶものなれば、常々聊かの過失あるも、互に無<sub>ミ</sub>斟酌<sub>ニ</sub>之を戒しめ、其行狀を改めざれば、戸長副に申出づべし。

一組合中不慮の災異に罹り、究困なる者は、其親戚と議し、組合中にて助力すべし、若し力及ばざる時は、戸長副に告ぐべし

(横關史料)

### 明治五年の上田町差出帳

明治五年上田町  
差出帳

る。

信濃國小縣郡上田町東京江四十六里半  
但海野町高札場より

往古より御高田畠無<sub>ミ</sub>御座<sub>ニ</sub>屋敷地子御年貢無<sub>ミ</sub>御座<sub>ニ</sub>、是迄御傳馬勤來候處去々庚午年より屋敷御年貢被<sub>ミ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候

一高百七拾八石壹斗三升三合

内貳斗八升

横町御園穀藏敷地永引

残百七拾七石八斗五升三合

此反別拾六町貳反七畝拾八步

内譯

高三拾八石七斗九升八合

此反別三町貳反五畝三步

内

三町壹反四畝拾貳歩

壹反廿壹步

高貳拾七石三斗三升貳合

此反別貳町五反六畝廿七步

内

壹町六反四畝六步

九反貳畝廿壹步

高三拾壹石壹斗四升

此反別三町壹反壹畝拾貳歩

高四拾壹石壹升四合

此反別三町四反九畝廿四步

内

貳町八反六畝拾貳歩

三反拾八步

三反貳畝四廿四步

高拾貳石四斗壹升九合

此反別壹町壹反貳畝廿七步

高九石九升

此反別九反廿七步

高拾八石六升

此反別壹町八反拾八步

一御高札 壱ヶ所

一戸數 百三拾三戸

一人員 四百五拾七人

内 貳百三拾人 男

貳百廿七人 女

一戸數 百九拾三戸

一人員 四百八拾七人

内 九人 僧

貳百三拾八人 男

貳百四拾人 女

一馬 貳拾貳疋 但牛無御座候

内 九疋 借馬

横 橫 橫 橫 橫 橫 橫 橫 橫 橫 橫 橫  
海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海  
十 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野 野  
町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

一本道醫師

一酒屋 二人

一大工 一人

一疊屋 二人

一桶屋 一人

右職人御鑑札奉ニ願上二作料之甲乙に寄り冥加銀夫々上納仕候

一紺屋 一人

一盲人 三人

一海野町市場に御座候

市日 三日 八日 十三日 十八日 廿三日 廿八日

一辻番小屋一ヶ所

但町普請夜番相勤申候

一豊受太神宮 一社

無年貢地 四百六拾七坪

一寺 三ヶ寺

西京東山知恩院末寺

淨土宗 願行寺

常伊井求安元靜

柳澤太郎兵衛

瀧澤源太郎

小小澤恒右衛門

倉島傳治郎

田口千右衛門

眞島昇室ノ一

矢島榮ノ一

海野町

横町

横町

横町

無年貢地（千三百八拾八坪  
墓所

紀州高野山妙王院末寺

眞言宗 宗 吻 寺

無年貢地（四百八拾七坪  
墓所

信州小縣郡本海野村興善寺末寺

禪宗日輪寺

觀音堂有之候

無年貢地（四百六拾貳坪  
墓所

橫町

町

鍛治町

一石橋 四ヶ所  
但上中下三ヶ所常田町口壹ヶ所

一横町鍛治町境橋壹ヶ所  
長三間半横貳間

但御上より石垣共御普請被成下候

一戸數 百三拾貳戸

一人員 三百四拾九人

内 六人僧

百六拾六人 男

百七拾七人 女

一牛馬無御座候

人十  
六人  
紺屋職七  
人紺治町の紺治職

一本道醫師

一  
紺治職拾六人

茨木平藏、丸山条吉、長岡四五兵衛、中村龜重、六川甚五郎  
茨木太右衛門、秋山徳兵衛、前澤新兵衛、兒玉重右衛門、六  
川仁右衛門、片岡祐吉、中村才兵衛、長岡久四郎、村井七左  
衛門、若林八右衛門  
田口磯右衛門、秋山庄兵衛、小山利右衛門、笠井茂吉、長岡  
清吉、田口文平、田口熊太郎

一  
紺屋職七人

一  
辻番小屋壹ヶ所

但町普請夜番相勤申候

一  
寺 二ヶ寺

鎌治町

甲州身延山久遠寺末寺

法花宗 本陽寺

無年貢地 (一千貳百五拾五坪  
六百九拾六坪)

信州小縣郡馬越村東昌寺末寺

禪宗月窓庵

墓境內

無年貢地 (一千貳百三拾七坪  
千百拾八坪)

墓所内

原町

一  
戶數 百八拾九戶  
一  
人員 五百七拾五人

内 三人 僧

貳百九拾人 男

貳百八拾貳人 女

一戶數

四拾三戶

一人員

百六拾七人

内

七拾八人 男

一戶數

四拾九戶

一人員

百四拾三人

内

三人 僧

七拾人 男

七拾人 女

一馬

十疋 但牛無御座候

一本道醫師

一酒屋 四人

一大工 三人

右職人御鑑札奉願上作料之甲乙に寄り冥加銀夫々上納仕候

宮宮宮 岡伊瀨伊 竹井田  
下下下 嶺藤澤藤 下上中  
幸 章熊爲源 文玄求  
三 源彦 太太三太  
郎吾次 郎郎郎郎 讓明達

田 柳  
町 町

一原町市場にて御座候

市日 五日 十日 十五日 廿日 廿五日 暉日

一寺 二ヶ寺

甲州巨摩郡身延山久遠寺末寺

法花宗 妙光寺

辨天堂有之候

無年貢地 (三百拾六坪)  
（貳百四拾五坪）  
境内 墓所

信州小縣郡房山村呈蓮寺末寺

淨土宗 淨念寺

無年貢地 (三百坪)  
（貳百七拾坪）  
境内 墓所

一石橋 五ヶ所

原町上に貳ヶ所、原町中程に壹ヶ所、西田町に壹ヶ所、柳町木町  
境に壹ヶ所

一原町之ひる澤の土橋

長三間 橫四間

石垣共御上様御普請

但橋の東西家貳軒材木等は御上様より被レ下候

一水門 二ヶ所

御上様御普請

但原町裏ひる澤川の上下に御座候

上之水門貳間四尺川口四間三尺

下之水門貳間三尺川口四間壹尺

一辻番小屋四ヶ所 原町上に壹ヶ所、土橋に壹ヶ所、柳町に壹ヶ所、田町に壹ヶ所

町普請夜番相勤申候

一橋 壱ヶ所 原町裏長三間半、横八尺五寸。ひる澤橋

一橋 壱ヶ所 海禪寺前 長四間横九尺

右材木は御上より被下置普請は房山山口兩村と寄合仕候

一戸數 百八戸

一人員 四百四人

内 貳百五人 男

百九拾九人 女

紺 屋 町

竹 内 平 四 郎

小 山 茂 吉  
北山 浦 喜右衛門

小 井 口 定 太  
北山 澤 吉

金 井 十 定 太  
北山 澤 吉

春宮 下 平 四 郎  
原時 政 作 郎  
三郎藏 平 四 郎

紺屋町紺屋一人

右職人御鑑札奉ニ願上一作料之甲乙により冥加銀夫々上納仕候  
紺屋、壹人

一桶屋 貳人

一疊屋 貳人

一指物屋 貳人

一建具屋 貳人

一用水堰 壱ヶ所  
右樋口つく木共御上より被下鎌原村西脇村新町と普請仕候

一橋 壱ヶ所 但柳町境

右御上より御普請被成レ下候

一橋 壱ヶ所 但八幡前

右同斷并石垣共

一迂番小屋 壱ヶ所 八幡前

右町方にて普請仕候夜番相勤申候

一定立人足 三拾人

但往来多町人足斗にて不足之節は奉<sub>レ</sub>願次第助郷村々より被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候

一諏訪部橋掛人足出し申候 但鹽尻組、小泉組、浦野組、鹽田組右四組之十分一出し申候

一當田堰普請人足出し申候

一大輪寺前橋 長四間 橫七尺五寸

普請人足町在出會

但橋材木御上様より被<sub>レ</sub>下候

一六月祭禮被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>御依數三十俵町中に被<sub>レ</sub>下候御祭禮入用次第竹松葉御上より被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候

但中古五月五日には被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候所猶其後に至八月中に被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候

右之通御改之品々書上申候通少も相違無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候、若隱置偽り申上候はば如何様之曲事にも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候以上

明治五壬申正月

兩町惣年寄

海野町惣年寄

柳澤 太郎兵衛

原町同斷

瀧澤 助右衛門

海野町年寄

柳澤 春治郎

同 斷	齋藤 佐五兵衛
原町年寄	瀧澤 民次郎
同 斷	伊藤 右市
海野町年寄	成澤 萬五郎
原町年寄	峰村 彥右衛門
横町年寄	成澤 治郎
同 斷	田口 千右衛門
柳町年寄	飯島 七郎兵衛
鍛冶町年寄	岡崎 章太郎
同 斷	春原 九右衛門
紺屋町年寄	秋山 吉兵衛
同 斷	瀧澤 源六
	金澤 九藏

(海野町瀧澤史料)

此時何れの町村よりも此種差出帳が其管轄廳へ提出されたか何うかは判明しない。此差出帳に據ると此頃も上田町は、横町、海野町、原町、田町、柳町、鍛冶町、紺屋町を指したことが判明する。而して以前の兩間屋を惣年寄と稱したことも知られるのである。

町用所

上田町に於ては、明治六年戸長の事務を執る役所として、町用所と云ふを設置する事を出願し、許可を得て、五月一日より開所執務することゝ成つた。此日は吏員惣出で、惣町判頭を呼び出し

町用所

假町用所は柳澤  
太郎兵衛座敷

先般御達の旨も有レ之候に付、今般上田町吏員改正、且町用所相設、向後御用向總て一ヶ所にて取扱  
候段、御廳へ奉レ願候處、御採用夫々被<sup>ニ</sup>仰付候條、此旨相心得可レ申候得共、先差向柳澤太郎兵衛座敷  
但町用所之儀は尙追々衆議を盡し、各町適宜の場所相卜し可レ申候得共、先差向柳澤太郎兵衛座敷  
借受假町用所相設候條可ニ相心得一事

吏員	戸長	瀧澤助右衛門
同	柳澤春次郎	齊藤佐吾兵衛
副戸長	柳澤富太郎	伊藤九右衛門
瀧澤丹次郎	柳澤千右衛門	瀧澤宗吉
岡崎章太郎	岡崎九右衛門	原山吉兵衛
春原九右衛門	秋山吉兵衛	瀧澤源六郎
小口定太郎		

町用所執務時間  
及日

此時右の如く町用所を設置した上は、吏員は毎日三名宛、午前八時に出頭し事務を取り扱ひ、午後四時退  
出する事、及び一六を休暇と爲すことを告告した。八月三日惣吏員集會の上、吏員の勤務方を改めて、  
吏員三名づつ半月交代に出所執務することにした

此町用所は後の上田町役場の濫觴である

神官の公選

神官の公選、祭政一致を唱へ、皇室と神々との關係を絶對視して、之を上代に於ける純なる姿に見んと

する、明治維新當時の意識は、明治元年三月十七日、神祇事務局發布の神佛分離令に現はれ、爾後神社崇敬の風益盛となり、同時に神社に奉仕する神官を、精選する要を見るに至り、神官の身分に關する規定發布を見るに至り、之れに依て長野縣に於ては、明治五年四月二十七日、從來の神官は、其職を世襲して、其神社收入を以て自家の所得と考へ居るのは、一般の習慣であるが、其れは甚だ理由無き事として、自今神官職は、公選に據て任命する事とした。此時の縣達示は

舊神官之儀は、累世由緒の向も、有レ之べけれども、多くは一時の補任其儘紹襲、且村邑の社家に至る迄、同様世襲と相成り、社入を以て、一己の私道と相心得候義、一般の積習にて、甚無レ謂事に候條、今般任其職候者公選申付候條、毎區戸長副并町役人にて、別紙箇條に照準し、銘々封書に致し、一區毎に取纏め可ニ差出、尙高札の者は、縣の學校に於て検査の上補任可ニ申付候事

## 公選條項

(一)讀書一通り出來候者 (二)平生行狀宜敷者 (三)執筆出來候者 (四)神祇之道一通り心得居るもの。

此四ヶ條に適へりと思ふ者は、士族卒族、舊神官、農工商の差別無く、誰にても選舉するを得しめ、其投票は各區にて取まとめ、縣廳に差出さしむる事とした。

此當時に在ては、神官選舉の資格を、前述四ヶ條に極めたのは、可レ然事と思はれるが、之に該當する者と云へば、先以て舊神官、或は士族中の學問ある者にして、神祇の道を一通り心得て居る者、などの中より他に選むべき者は、無かつたであらう、さすれば、此公選法に依る神官精選の事も、あまり好成績を見なかつたのであらう。けれども之に依て、世襲神官を覺醒せしめたのは疑ない所である。

皇太神太麻頒布 古來伊勢皇太神に對する我國民の崇敬は、特に篤きものがあつた。之れは我上田町に於ても、其實例を見ることが出来る。參照 神社章 明治五年神宮司廳は、此皇太神に對する國民崇敬の念を益篤からしめ、且又之を満足せしむる方法として、伊勢皇太神太麻を天下一般に頒布するに決し、伊勢神

横町伊勢宮於太麻布頒布

宮司廳官員出張の上、士民僧侶の別なく、一戸に玉串一ヶ宛渡す事にした。此時上田町にては、横町伊勢宮にて、八月二十五日頒布式が行はれた。其時長野縣よりの達示は次の如くであつた。

一上田横町伊勢社旅屋に於て、八月二十五日朝五ツ時より晝九ツ時迄

右日割にて無<sub>ニ</sub>遲滯<sub>ニ</sub>罷出太麻拜受可<sub>レ</sub>致、尤一村毎に罷出候ては手數も相懸り候<sub>ニ</sub>付、每區より戸長副の内一兩人宛區内戸數總計取調之上書面持參にて出張官員より請取其區内村々に適宜の方法を以て配達可<sub>レ</sub>致事

但玉串百本に付凡目方一貫目程に付、其積を以て持夫用意可<sub>レ</sub>致候

尤運送入用等は神宮司廳より相渡候筈<sub>ニ</sub>付、其費用明細書に致し可<sub>ニ</sub>差出<sub>ニ</sub>事

初穂之儀は、毎區戸長副にて取集、小譯帳相添九月廿日限り縣廳に相納め、縣廳より管下之分一同取纏の上、神宮司廳に可<sub>ニ</sub>相納<sub>ニ</sub>事

但初穂員數之義は、其身の適宜次第可<sub>ニ</sub>相納<sub>ニ</sub>候、尤極貧究之者は不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>相納<sub>ニ</sub>候事

明治五年壬申八月

## 第二節 大小區制期

大小區制

大小區の戸數目  
當

町村用掛

明治七年七月今迄の區制を廢し、大區を置き其下に小區を置く事とした。此時長野縣六郡佐久、小縣、更級を二十八大區に分けた、而して其一大區は、凡そ戸數五千戸を目當としたのである。其各大區には、正副區長一名宛を置き、各大區は更に凡そ戸數五百戸を目當として、小區に分ち小區毎に正副戸長一名宛を置いて、其區内の事務を管掌せしめた。猶各町村には、町村用掛を置いて、其町村内の事務を、戸長と稟議して、修整せしめた。此用掛の人員は、凡百戸毎に、一名を置くと定めたが、實地の様子に依ては、斟酌して増減するを得しめた。大區の事務を執る廳を、大區役所又會所と稱し、小區の其れは小區

事務取扱所、又は單に小區扱所とも稱した。

上田町は第十一  
大區に屬する第一  
六小區なり

大區中の第六小區 鷹匠町、常田町、海野町裏、廐裏、新參町、片平町、丸堀町、元營繕七軒町、蔭原町、連歌町、木町、鎌原町、百間堀、袋町、辨天前、大工町、馬場町、銀治町、横町、海野町、原町、田町

柳町、紺屋町の二、にして、鎌原、西脇、生塙、諫訪部の四ヶ村は第七小區に、房山山口村は第四小區に、當田、踏入二村は堀村と共に、第五小區に屬した。又小牧、諫訪形、御所、中之條四ヶ村は、第十大區

中の第一小區であつた、

町村併合

上田町北第十一  
區第四小區に屬  
す

明治九年筑摩縣を廢し、長野縣が信濃全國を管するに及び、舊時の長野縣内に在りし大區には、北の字を冠せしめて、北第何大區と稱した。此時町村の合併が行はれ、房山山口村は上田町に合併せられ、西脇、生塙、鎌原、諫訪部、新町の五ヶ村は、併合して當盤城村と命名し、當田村踏入村は合併して當入村と稱するに至つた。此時の上田町は北第一大區第四小區に屬した。

### 第三節 郡治の復活

事務受渡心得

明治十一年七月二十二日、太政官布告第十七號を以て、郡區町村編制法が發布となり、翌十二年一月四日之が實施を見、今迄の大小區制は廢されて、府縣の下に郡、區、町村等の、行政區劃を定め、新に郡役所が開設され、同年一月六日、從前大區會所にて取扱ひし事務を、左の心得書に據て、受渡を爲すやう、縣令の布達を見た。

- 第一 從前大區會所管掌事務の内、未結着のものは、其取扱の手續、並に向來處分の見込を、詳記せる演説書を作り、受渡し證書に添へ交附すべき事
- 第二 大區會所に於て、徵收せる諸稅皆納未納の仕譯を明にし、徵收帳簿記載の手續演説書を作り、金

員取纏の受渡し可レ致事

第三 是迄民費徵收の仕譯、及大區內該費途の過不及等精算仕譯演說書を作り、現金取纏め、諸帳簿受渡し可レ致事

但民費に關する諸帳簿は、該大區戶長の内、一名立會加印すべし

第四 小學資金出途昨十一年區會の決議、旣行未行を仕譯演說書を作り、受渡し可レ致事

第五 従來大區會所々屬建物疊建具其他一切の什具無ミ遺漏、目錄に記載し、受渡し可レ致事

第六 戶籍を始め一切の諸帳簿、表目を明にし、別に目錄簿を作り、受渡し可レ致事

第七 受渡し相濟み候節、引渡人は引受人より請取りたる證書寫を添へ、縣廳へ相届け可レ申、引受人於ても、引渡人より受取りたる證書寫相添へ可ニ届出一事

第八 受渡證書は、郡長區長各其姓名を記し、且捺印すべき事

第九 大區會所の殘事務は、廢止の日より、十五日以内に取纏め可レ致事

但殘事務取纏中は、諸給料及諸費從前の通支給すべし

此心得書に據り、各郡内の 大區會所の事務は、其郡役所に引渡され、小縣郡内なる、北第八大區より北第十一區迄の四大區の事務は、小縣郡役所に於て執る事と成つた。

此時長野縣は、佐久安曇二郡を南北に、筑摩郡を東西に、伊那、水内、高井三郡を上下に分ち、從前の大郡は十六郡と成つた。而して各郡には、官任命の郡長一名を置き、地方長官の指揮に従ひ、法律命令を郡内に執行し、其下に郡書記があつて、郡長の指揮を受け、郡内の行政事務を、掌理する事となり、其廳を郡役所と稱した。當時の小縣郡役所は、上田町に置く事と成り、翌十二年上田町新參町に新築された。郡長の監督下に在る町村には、戸長、筆生を置き、戸籍、租稅、兵事、學事等の事務を掌らしめた。戸長は公選で、年齢満二十歳以上で、其町村に住居を定むる者より、選舉する規定で、其任期は三

官選郡長

長野縣下十六郡

公選戸長

筆生

年であつた。筆生は、以前の副戸長とも見るべき職であつた。筆生に就て、當時縣よりの達示は之を明にするものである。

町村筆生は戸長に附屬し、其諸務を整理すべきものにして、特に一の職掌を有し、人民總代等の性質を帶ぶるものに無レ之に付、各組合は聯合町村に在りては、各町村に就き必ず之を選舉し、該組合限又は該町村限の事務を、負擔せしめ候者と相心得候ては、其旨趣に悖り、不都合に候條、心得違無レ之様選舉可レ致、且人員は町村の實況により、斟酌増減あるべしと雖も、凡百五十戸一名の目途を以て、可ニ相定ニ候爲ニ心得ニ此旨相違候事

明治十二年六月十九日

長野縣令代理

長野縣大書記官 松野 篤

戸長役場

戸長公選規則

而して此町村の事務を取扱ふ所を、戸長役場と稱した。戸長公選規則は、明治十六年三月改正し、郡長は投票を開き、選舉名簿に照らし、其當否を査べ、投票十分一以上得點の者を集め別表に記し、中に就て意見を附し、縣令に具申する、又投票が十分の一に達しない者と雖も、郡長が當器と認むる者は其事由を具申する事が出来るとした。然るに、翌十七年六月又改めて、郡長は開票の結果、得點者五名を列記し、中に就き意見を附して、縣令に具申することとした。

縣の下に郡を置き各町村を管せしめる事と爲たのは、恰も大化改新政當時の國郡制に復したものと見るべき、長い間殆ど地理的稱呼と成て居た郡名も、此時から立派な一行政區劃と成つたのである。かくして長野縣北第一大區中に屬して居た上田町は、長野縣小縣郡に屬する事と成つた。左に参考として、歴代郡長名を表示する。

小縣郡歷代郡長

任命年月日

姓 名

小縣郡上田町

明治十二年一月四日

同 十四年一月十五日

同 十五年六月十三日

同 十九年八月廿八日

同 二十三年五月五日

同 三十二年二月十五日

同 三十五年六月廿四日

同 四十三年十二月廿八日

大正三年三月十三日

同 五年十一月十八日

同 六年六月二十二日

同 七年七月十二日

同 八年九月二日

同 九年十一月廿二日

師岡政舉水舉舉  
懸山溪山政舉  
關中小島井義知一郎  
岡口島精一郎  
黑川光德  
安藤貞久  
石川斧太郎  
木下信

安藤兎毛喜

以上の中に就き、明治二十三年より、同三十二年迄在職の中島精一、明治三十五年より、同四十三年迄在職の武井一郎の兩氏尤も長期在任で、大正六年六月就任の木下信尤も短期在任であつた。

## 第二章 明治天皇北陸東海御巡幸

明治天皇北陸東

### 第一節 明治天皇の重なる御巡幸

明治天皇の御治績の顯著なるものは數々あつて、枚舉に遑が無い程であるが、親しく國內を御巡幸遊

御巡幸は明治天  
皇御治績の一  
たる者の一  
顯著

ば、されて、地方行政の状を繕はし、民情を察し給ひ、我國に於ては天皇と國民とは、名は君臣と雖も其情は父子の如しと云ふ、特殊な關係を一般國民に示され給ふた事は、顯著な御治績の一と謂ふべきである。至尊の御身を以て、御親ら國內を御巡幸遊ばされたのは、景行天皇が或は西九州に或は東關東に、遠く行幸あらせられた事を聞くのみで、他に此の如き例あるを知らない。明治天皇に於かせられては、西九州に又東海を越えて北海道所謂昔の蝦夷島にまで、鳳輦を進めさせ給ひ、治績民情を御視察あらせられた。此の如きは我國開闢以來、未だ曾て之れ無き所である。明治天皇が遠く僻陬の地に、御輦を進め給ふた御巡幸は

明治五年五月廿三日より七月十二日に至るまでの西國御巡幸

御道筋 宮城御發輦、山田、大阪、京都を經、馬關、長崎、熊本より鹿兒島に至る

明治九年六月二日より七月廿一日に至るまでの奥羽御巡幸

御道筋 宮城御發輦、小山、日光、白川、福島、仙臺等を經、盛岡、野邊地、函館に至る

明治十一年八月三十日より十一月九日に至るまでの北陸東海御巡幸

御道筋は別に記す

明治十四年七月三十日より十月十一日に至る迄の奥羽北海道御巡幸

御道筋 宮城御發輦、宇都宮、仙臺、水澤、盛岡、青森を經て北海道に至り、小樽、札幌に至る。

御還りは青森より弘前、能代、秋田、山形、米澤を御巡幸

等であるが、明治十三年六月十六日より、七月二十三日迄の山梨、三重、京都の御巡幸も、亦頗る大規模の御巡幸で、此御巡幸の際には南信諫訪、筑摩兩郡御通輦で、我長野縣には大きな關係がある。

我上田市に關係あるは、明治十一年の北陸東海御巡幸で、此際には北信佐久、小縣、埴科、更級、水内の五郡を御通り遊ばされたのである。此時の御巡幸御道筋は

北陸東海御巡幸  
の御道筋

宮城御發輦、浦和、桶川、熊谷、新町、前橋、高崎、松井田、追分、上田、長野、關川、高田、柿崎  
柏崎、出雲崎、彌彦、新潟、新發田、新津、三條、長岡、柏崎、柿崎、名立、糸魚川、泊、魚津、富  
山、今石動、金澤、小松、丸岡、福井、今庄、敦賀、木ノ下、高宮、草津、大津、京都、大垣、岐阜  
名古屋、岡崎、豊橋、濱松、掛川、藤枝、蒲原、三島、小田原、藤澤、神奈川、宮城御還幸。

## 第二節 御巡幸仰出と諸般の準備

御巡幸仰せ出さ  
る

明治十一年五月二十三日御巡幸仰出さるるや、政府は關係各省局より御巡幸御用掛を任命して、一局  
を設け之に關する事務を取扱はしむる事とした。七月二日御巡幸御道筋各府縣に向けて、御巡幸御用掛  
より、次の注意書が達せられた。

今般北陸東海兩道御巡幸被仰出候ニ付御發輦日限御休泊割等は追て御達可相成候得共、差向爲御  
心得別書件々御通牒に及候條、御道筋宿驛區戶長等へ篤く相示し、聖旨に不乖戾様御注意可有レ之  
此旨申入候也

十一年七月二日

長野縣權令 楠崎寛直殿

御巡幸御用掛

心得書  
に付での  
御巡幸

一御巡幸の儀は親しく地方民情を可レ知食ニ付、百般の事務形容虛飾に亘り、一体の聖旨  
に不乖戾様厚く致ニ注意、人民の困苦迷惑に不相成ニ様取計候儀、肝要ニ候事

一道路橋梁等不レ止分、或は之を新造し或は修補を加ふる等の事あるも、素より官費に可レ屬事ニ  
付、御先發内務宮内兩省官員、實地點檢協議の上着手致し、決して人民の難儀不相成ニ様可レ致事

但道路修繕等の爲に、十里二十里の外より人夫を要し候様の儀も有レ之哉に相聞候得共、右等の

邊尤注意可致事

一行在所の儀は内務、宮内兩省官吏出張可レ及ニ協議候得共、只々御差支不相成ニ儀を大旨と致し可レ申、其土地に依り候ては何様被レ爲忍候儀も可レ被レ爲レ在に付、是亦注意可レ致事

但大臣以下供奉員旅宿の儀は、殊更に修補を加ふるに不及候事

一供奉官員宿泊の節、夜具其外需用の物品は、可レ成丈有合品相用る可レ申事

一御馬車舎御馬并に供奉官員の馬繫場所は、御休泊ともに御先發内務、宮内官員協議の上、着手可レ申事

一御休泊場所及供奉官員宿割、其他一切の手續等の巨細の義は、御先發内務、宮内兩省官員と協議可ニ取計事

一御休泊の外、午前午後一二回づつ御小憩の御場所は、實地に就きて御先發内務、宮内兩省官員と協議して用意可レ致、尤里程等の場合に依り、御野立にても不レ苦事

一御休泊行在所に可レ充家屋見立、粗繪圖面調製(方位并疊敷等記入)、御先發内務、宮内官員へ可ニ差出一事

但別段修繕を加ふるに不及、且社寺等見立不レ苦事

一御泊驛に於て、行在所より凡十町内外を隔候場所へ、非常御立退所見立置くべき事

一御膳部一式、椅子テーブルは、都て御持越の筈に付、別段用意に不及、尤御浴室並御廁の儀は、御先發内務、宮内官員へ商議便宜可ニ取計事

一御泊行在所へ供奉の官員詰所取設け、椅子凡そ十ヶ、テーブル十脚長五六尺  
前後の品種用意可ニ致置事

一奥羽御巡幸以來、各地學校生徒奉送迎等の儀往々有レ之、其爲衣服を揃ヘ帽履を新調し、後日其父兄の迷惑に歸し候趣、兼て相聞候儀も有レ之、畢竟是等は虚飾甚しきものに付、假令奉送迎致し候

共、平常所持の衣服を用る候様可レ致、右等の邊は其教官、區戸長等へ、豫て厚く致ニ教諭一心得違無レ之様能々注意可レ致事

一沿道の川々渡船橋梁の分は、格別修繕を加ふるに不レ及、御通行差支に可ニ相成二分に限り、實地見計御先發内務、宮内官員へ協議の上、差支無レ之様可レ致事

一諸献上物一切不ニ相成一事

一御通輦宿驛或は御休泊の地に於て、國旗提灯等を掲げ、人民各自の祝意を表し候儀は、禁止に不及事

一供奉官員は勿論人夫等に至る迄、我意を唱へ旅宿其外の者、迷惑致させ候儀は無レ之筈に候得共、若し右様の者有レ之候はば無ニ忌憚ニ可ニ申出二旨、豫て區戸長等へ告示し置可レ申事

一御行列拜見勝手たるべく、且往來人差止るに及ばず。庶民營業平日之通可ニ心得二事

一佛像墳墓或は不淨所等掩蔽に不レ及事

一前條大體の御趣意を奉體し、總て虚飾に流れず無益の失費無レ之様可レ致は勿論、其が爲別段民費賦課候様の儀有レ之候ては以ての外の儀に付、厚く注意區戸長等へ精々告諭可ニ致置二事

一管内御通行の節は、地方長官騎馬にて供奉可レ致事

一同上の節は警部二人騎馬にて御先導可レ致事

一縣廳所在地御泊の節は、左に記列したるもの爲シ天機二行在所へ參上可レ致事

一地方奏任以上の官員

各廳より該地在勤若くは出張の奏任以上官員

一有位者

一大社宮司

六級以上教導職

維新前後王事に勤勞し、賞與に預りし者

右何れも禮服着用の事

一行在所へ地方判任官一名相詰候事

一御巡幸先行在所御門出入の節、在地方官員並區戸長其他、總て該縣廳鑑札を以て通行可レ致事

一御休泊御小休トモ、其宿驛ニ於て別紙圖面ノ建札兼チ拵置、行在所前へ可ニ相立ニ事

一孝子義僕節婦並に篤行奇特ノ者、及び忠臣烈士ノ墳墓事蹟等豫て取調置可レ申事

一管内人民年齢八十年以上ノ者名前取調置可レ申事

一學校ノ數生徒ノ人員寄附金ノ總高取調置可レ申事

一左ノ件々取調置縣廳へ臨御ノ節可レ供ニ天覽ニ事

一孝子義僕節婦其他篤行奇特者等、是マデ賞與施行済ノ者共行狀並賞與ノ次第

一警察署分署及ビ巡査ノ員數

勸業ノ方法

一牧畜ノ箇所及牧畜ノ數

一荒地並ニ目今開墾の箇所

一該地著名ノ物産

一管内地圖並ニ一覽表

一縣廳へ臨御ノ節、縣治ノ事情等親シク言上可レ致事

一沿道各縣ニ於テ御巡幸ニ付テノ諸入費ハ、悉皆各縣豫備金ヲ以テ繰換仕拂置、迫テ精算ノ上御巡幸御用掛ヘ可ニ申出一事

一行在所建札ハ其家主へ被レ下候事

一行在所家作向修繕、及御浴室御廁等後ノ處分ノ儀ハ、供奉御巡幸御用掛ヘ可ニ伺出一事

一御馬車舍及ビ供奉官員馬繫、其他物置等新規建設ノ分及買上諸器物ノ類ハ、通御濟ノ上悉皆入札拂代金取調御巡幸御用掛ヘ可ニ申出一事

### 御巡幸御用掛圖

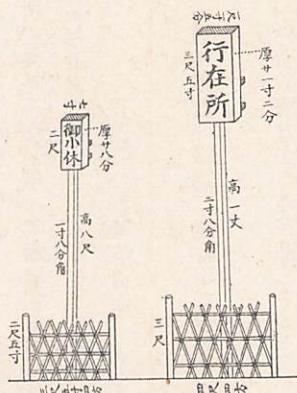
### 長野縣令檜崎寛直殿

林内務少輔通牒

同日林内務少輔より

御治御登

今般



御巡幸被ニ仰出ニ候儀ハ、親シク地方ノ實況ヲ被レ爲

レ問候爲御親臨被レ爲レ在候御趣旨ハ、無レ程御巡幸

御用掛ヨリ、心得書相達候旨ニテ申マダモ無レ之候得共、

萬乘御親臨ハ古今稀有レ之盛典ニ付、勢ヒ其敬禮

ヲ盡サント欲シ、夫々配意不レ知々形容虛飾ニ

流レ、夫ガ爲人民ニ於て無益ノ費用相掛リ候様ニ

テハ、折角奉尊ノ意ヲ却テ聖意不レ被レ適譯ト

相成候ニ付、可ニ相成ニ丈人民日常實施ノ景況  
御覽相成候様厚ク注意有レ之度

一道路修繕等今般 御巡幸ノ爲、殊更ニ人夫ヲ遠路ヨリ使役シ、虛飾ノ手入等致シ、其費用ハ沿道又

ハ管内ノ民費ヲ以テ支出等致シ候様ノ儀有レ之候テハ、他日人民ノ苦情有レ之ハ勿論、御巡幸ノ聖意ニ反シ候ニ付、必ず右様ノ儀無レ之様御取計可レ有レ之候

一 御通輦ニ付道路ノ中心へ敬禮旁修繕シタル見ニノ爲、土ヲ盛リタルモノハ御通行ノ時分、雨天ニモ相成候得ベ、却テ泥濘ヲ生ジ通行ノ不便ヲ來シ、供奉ノ者ニ至ル迄困却スル事モ、間々有レ之事ニ付、右等ノ儀無レ之様御注意有レ之度

一 御休泊行在所並御小憩等、拙者通行ノ節見分候條、其屬官管下境ニ出迎、夫々案内候様可レ被レ致候一拙者御先發として、御發輦ノ日ヨリ、凡三十日前當地出發、沿道通行候ニ付、道路橋梁等修補ヲ加フベキ箇所、其外一切ノ事項其節協議ニ可レ及ト存候

明治十一年七月二日

長野縣令檣崎寛直殿

林 内務少輔

と通牒があつた。

七月二十日附沿道地方官心得第一號を以て、徵發人馬賃、供奉員旅宿割、晝食宿泊賃錢等に關する、諸件を達示した。

御巡幸ニ付沿道地方官心得書第二號

一 御用物ヲ始メ供奉官員荷物共宿驛繼人足ヲ用ヒズ、總テ通シ人足使用候事

一 供奉官員にて足痛等ニテ、人力車或ハ馬駕籠等ヲ臨時要求スル時ハ、驛遞局官員ヨリ其地通運會社等ニ通達シ、雇方取計候儀モ可レ有レ之事

一 前條ノ通リ足痛等多クシテ、多數ノ人馬ヲ要シ候節ハ、大凡人馬數ヲ見積リ右用意ヲ前以テ、其地方官ヘ可ニ相達ニ事

一 右用意ノ人馬ハ徵集地ノ遠近ニ應ジ、左ノ額ヲ手當トシ繼立賃ノ外別段可ニ下付一事

一、一里以内ヨリ徵集ノ人馬ハ、地元ニ於テ徵集同様ト見做シ手當支給無レ之事  
一、一里以上二里マデノ間ヨリ徵集ノ人馬は人足一人金五錢馬一匹金七錢五厘

一、二里以上三里マデノ間ヨリ徵集ノ人馬ハ人足一人金七錢馬一匹金十錢五厘

一、三里以上ハ一里ニ付人足一人金二錢五厘ズ、馬一疋ニ付金三錢七厘五毛ズ、

一、一里以上ヨリノ徵集ニシテ前夜ヨリ泊リ込マセシ者ハ、旅籠料トシテ人足一人金十錢馬一匹金

十五錢

一右人馬ハ御休泊驛間ヲ繼通シ、且賃錢ハ該地通運會社ノ定額ヲ其要求人ヨリ直ニ爲ニ仕拂ニ可レ申事  
一右人馬ノ内使用者ナクシテ不用流レトナル分、手當支給ノ義ハ、御先發官員ト地方官トノ協議ニ任  
スペキ事

一前條人馬差繰方ニ屬スル雇夫給料、及右ニ關スル諸費、總テ官費支給候ニ付、手數料等の名目ヲ以  
テ繼立貨錢ヲ始メ、遠方ヨリ徵集手當ノ内ヲ聊カタリトモ、刎錢等不<sup>ニ</sup>相成ニ旨屹度可ニ相達ニ置事

一地方官ニ於テ右人馬用意ノ達ヲ受クレバ、可レ成丈地元或ハ近村ヨリ徵集シ通運會社等ヘ合併、或  
ハ區戶長役場ニ於テ其繼立所ヲ設クルモ、適宜ニ相任セ候ヘトモ、其場所ヲ必ズ驛遞局官員ヘ通知  
可レ爲致事

一御休泊驛ノ通運會社ニ於テ、平常人馬ノ豫備數ヲ取調、御當日其數限可ニ擔保ニ云々ノ請書ヲ取置キ、  
御先發驛遞局官員ヘ送附可レ致事

一供奉官員ノ旅宿ハ別段、家屋ノ繪圖製調ニ及バズ、別紙旅宿位置取調書ニ據リ、大凡ノ見込ヲ立テ  
該家ノ戸前ヘ假ニ宿泊スペキ官員ノ名札ヲ張リ付置、掛官員到着ノ上速ニ其實際點檢ノ都合相成候  
様、處分致シ置クベキ事

一別紙旅宿位置取調書ハ其官ニヨリ、行在所ヘ近キヲ主トシ、全ク大體ノ順次ヲ示達スルマデナレバ、  
官等ノ高下人員ノ多寡、及ビ家屋ノ廣狹構造ノ美惡ニ應ジ、實際ノ取捨ヲ專要トシ、該書ニ拘泥セ  
ズ都合宜シキ様注意可レ致事

(別紙省略)

一宿札ハ西ノ内紙ヲ用ヒ、別段木札ヲ製調スルニ不レ及事

但勒任官ハ堅切り半枚、奏任官ハ横切り四枚、判任官ハ横切り六札トス。尤一軒へ合宿等ノ分ハ  
紙面右割合ヲ酌量シ、勒奏判ヲ區別マテニシテ一紙へ連書可レ致事

一御馬車舎ハ可レ成丈

行在所最寄リヘ、其他御馬並ニ供奉官員厩假建等、適宜ノ地ヲ見量ヒ置可レ申事

一旦旅宿取極メ戸主ヨリ請書差出シ候上、該家ニ不レ得レ止事件相生ジ(家族内ノ病者或ハ死去其他  
火災ニ罹ル等)

候節ハ、該區戸長ニ於テ速ニ他ニ變換取計ヒ、地方廳ニ通知シ地方廳ニ於テハ、其次第柄ヲ驛遞局  
官員ヘ可レ致ミ通知ニ事

一前條ノ如キ不得レ已ノ外、宿主ノ都合ヲ以テ私ニ他ト示談變換等致ス間敷旨、屹度申付置ベキ事

一通シ人足ノ義ハ追テ現員治定ノ上可ニ相達ニト雖モ大凡千人ヲ目的トシ適宜宿割ノ都合可レ致事

一御休泊ノ驛内人家寡少等ニテ、旅宿適當ノ割リ當不ニ相成ニ節ハ、例外合併或ハ御當日非番ニ當リ候  
向ハ先驛ニ繰越シ、又ハ近在ヘ割リ宛候義モ可レ有レ之事

一御休泊驛ニ於テハ、宿主出迎ヘ等ノ手數ヲ省カン爲、該驛入口並ニ行在所前ヘ左右ヲ分チ、家並順  
席ヲ追ヒ止宿官員ト宿主ト宿主ノ町姓名ヲ記シタル木札、或ハ紙札ヲ掲ゲサセ、右ヲ目的トシ止宿  
家ノ見認メ易キ様可レ致事

一宿割確定候ハマ、豫テ右宿割帳ヲ製シ置キ、會計掛該地ヘ到着スレバ直ニ可ニ差出ニ事

一供奉ノ者ニ限り晝泊旅籠料ハ、定價ヲ以別紙旅籠料授受概則ノ道、御巡幸會計係ヨリ現金支拂候苦  
ニ相定候條、此旨御晝泊各宿主共ヘ無ニ遺漏ニ相達可レ置事

但萬一別紙概則第五條但書ノ場合ニ於テハ證券引替ニ現金繰替置クベキ事

一 渡船場ハ豫メ使用ノ船ヲ定メ、相當ノ賃錢取極メ御當日限リ雇上ケ候等、適宜ノ處分ヲ爲シ、其賃  
錢ハ繰替置クベシ。尤該所ヘ官員及巡查ヲ出張セシメ、乗込人員並ニ荷物ノ揚卸シ等、混雜ヲ防止  
セシムベキ事

一 橋錢ノ義モ豫メ人員荷物の多寡ニ應ジ、或ハ之ニ不レ拘概算ヲ以テ當日限リ何程ト定メ、賃錢繰替  
仕拂ヒ置クベキ事

一 御巡幸會計掛用金ノ義ハ、沿道便宜ノ縣廳ニ於テ、大藏省出納局預ヶ金ノ内ヨリ可ニ受取ニコトアル  
ベシ。尤該預ヶ金ハ通常ノ手續ヲ以テ、同局ヨリ可ニ相達ニ事

一 地方官送迎巡查警衛等地方本務ノ爲ニ要スル一切ノ費用ハ、固ヨリ其地方廳ノ經費ニ可ニ相立ニ事  
一 勘定仕上科目類纂等ハ、總テ通常規則ニ準シ區分スベキ事

#### 旅籠料授受概則

#### 第一條

一 畫並ニ泊ノ旅籠料ハ之ガ證券ヲ製シ  
畫泊ノ二種トシテ、其内各定價ヲ三  
等ニ區別スルコト左ノ如シ



此裏に番號  
と官姓名を  
記した

#### 第二條

一 御用物運搬等ニ要スル役夫ノ如キ旅  
籠料ハ、此定額ニ拘ラズ、各宿主ニ

馬乘 實費	畫			泊		
	上	一人ニ付	勅任	上	一人ニ付	勅任
	等	十二錢		等	三十錢	
	下	一人ニ付	判奏任	中	一人ニ付	勅任
	等	七錢		上	十二錢	
	下	騎兵下士卒		等	二十錢	
	等	小夫從等士卒者卒者外		中	一人ニ付	
馬乘 實費				下	十一人ニ付	騎兵下士卒
				等	十三錢	小夫從等士卒者卒者外

於テ相對示談ノ上、本人ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取一事

### 第三條

一旅籠證券ハ御當日供奉ノ者ニ限り拂出スモノナレバ、御先發御後發ハ勿論、御當日タリトモ御休泊所外ノ地ニ於テ宿泊スルモノノ如キハ、此定價ニ拘ラズ相當ノ金額ヲ、其者ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取一事

### 第四條

一宿主ニ於テハ供奉ノ面々到着スレバ、其者ヨリ直ニ證券ヲ受取り、其ノ地ノ區長或ハ宿主總代ニテ取纏(毎軒別ニ證券ヲ)メ、早々會計掛旅宿ニ持參シ現金ト引換可レ申事

### 第五條

一馬飼料ハ豫メ價格ヲ定メザル證券ヲ下付スベシ、故ニ實費計算書相添前條ノ順序ニ準ジ、現金ト引換可レ申事

但本條並第四條トモ萬一會計掛出發ノ後ニ於テ現金ノ引換洩發顯スルカ、或ハ事故アリテ延着ノ向ヨリ仕拂タル證券ハ、總テ出張縣官ニ申出現金ト引換可レ申事

### 第六條

一證券所持セザルモノアレバ、該當人ヨリ直ニ現金ニテ定價ノ通リ旅籠料ヲ可ニ受取一事

### 第七條

一混雜ノ際ニテ萬一證券或ハ現金ノ受渡ヲ失念シテ、出發セシモノアレバ、其休泊シタル主人ノ名前及從者人員等、會計掛旅宿ヘ申出候ハマ、取調ノ上現金下付可致事

但會計掛出發後ニ候ハマ該地出張縣官ヘ願出ツベシ

### 第八條

一御先發ノモノニ於テ宿割濟、該下宿ハ既ニ諸般ノ用意相整當日ニ至リ、俄ニ旅宿或ハ晝賄等ヲ要セザル事アルモ、各宿主ノ迷惑ニ不ニ相成ニ様、定價ノ證券下付可レ致筈ニ付、證券下付スルモノハ之ヲ受取、下付ナキモノハ不用ニ屬セシ人員取調、速ニ會計掛旅宿ヘ可ニ申出一事

但前同斷

### 第九條

一一旦下宿へ到着ノモノハ御用ノ都合ニヨリ、該下宿ノ宿泊或ハ賄ヲ要セサル事アルモ、總テ最前受取タル證券或ハ現金トモ一切返付ニ不レ及事

### 第十條

一他ニ下宿ヲナス者行在所等ニ相詰、御用都合ニテ下宿シ難キ時ハ、該所ヘ賄向取寄ルコト可レ有レ之事

### 第十一條

一第六條ノ通現金ニテ旅籠料受取ダル者ハ、其旨會計掛ヘ可ニ申出一事

### 第十二條

一旅籠料ハ前條ノ如ク定價ヲ以テ仕拂ヲナスニヨリ、諸事右額内ニテ處辨シ、價外鄭重ノ馳走ケ間敷儀無レ之様可レ致、尤土地柄ニヨリ物價格外騰貴、定價ニテ不都合ノ向ハ尙詮議ノ上、コノ定價ヲ増加スルコト可レ有レ之ニ付、其旨可ニ申出一事

但定價旅籠料ノ外臨時食品取寄候節ハ、代價其本人ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取一事

此外に先發官來縣の折、先發官より口演で申達した諸項は

第一御休泊行在所其外道路橋梁修繕等、一切ノ事項實地點檢ノ上差支無レ之様可ニ取計一事

第二道路ノ草取掃除等ハ官費ノ限ニ無レ之事

第三御巡幸ニ付御途中御警備トシテ、東京巡查被ニ召連候得共、専ら警察ニ注意シ御通輦中不都合ノ儀無レ之様嚴重ニ取締可レ致事

第四道路橋梁並渡船場等修繕、又ハ御休泊行在所等ノ諸費、虛飾ニ亘リ民費課出候儀ハ不ニ相成候得共、豪商豪農等失費ヲ不レ願御休泊並ニ道路修繕等相願候奇特ナル者ハ、諸願之通申届ケ不レ苦事

第五御駐輦中其地方有名ナル古器物、或ハ非凡ノ古書畫等有之ハ入天覽不レ苦事

第六縣下昨年來非常ノ天災等ニテ全村又ハ全町貧困ニ相迫リ居候類ハ取調置キ時宜ニ應ジ可ニ申上

第六縣廳臨御ノ節ハ、長次官ハ通常禮服、屬官ハ通常禮服又ハ袴羽織換用勝手タルベキ事

第八御通行ノ節人民拜觀ノ節ハ、立禮可レ致ハ申スマデモ無レ之候得共、不習ノ爲ニ蹲居候トモ差止ルニ不及事

第九御通輦宿々並ニ御渡船場等ヘハ、縣吏員出張人足及駕籠又ハ人力車繼立等差支無レ之様可レ致事

第十御通輦沿道ニ於テ御歷覽相願度箇所候節ハ、前以テ取調置可レ申事

此外に

一御泊ノ驛ニテ夜具用意心得左ノ如シ

絹布夜具 蚊帳用意勿論ノコト 勅任官

木綿夜具 同前 奏任官

但宿主ノ心得ニテ絹布夜具差出スハ此限ニアラズ

一今般御巡幸ニ付供奉官員休泊茶代ノ儀ハ、今度豫定相成居候得共、近來將校以下ニ於テハ、該宿へ一切茶代差遣不レ申候間、此旨宿主へ豫テ御諭達有レ之度此段申進置候也

一行在所ノ戸主舊姓名ヲ唱フルコト勿ラシムル事

一御饌水ハ水ヲ張リ置キ、平日ノ通其家ニテ使用不レ苦事

一行在所御門外ニテ御下乗ノ場合ハ泥路等ハ専用意スベシ

一御泊行在所建札當日午前第七時迄ニ建立シ、翌日午後第六時迄ニ家内ニ收メ、然シテ其竹柵ヲ撤スルモノトス

一御晝食行在所建札建立ノ期御泊ニ同ジ、當日午後第六時迄ニ家内ニ收メ然シテ其竹柵ヲ撤スルモノトス

一御門へ紫繻緬ヲ張ルニ付、又キヲ打チ折釘ヲ打置事

一御小体所建札御晝ニ同ジ 但切芝竹垣等ハ何レモ豫テ可ニ相設一事

一行在所ノ席割札ハ、西ノ内六切ニ爲シ張置候事

一行在所ノ縣官詰所ハ、同ジク紙札ヲ張ル事

一坂道ノ標ヲ立テ嶮易及ビ里程ヲ記載スル事

一長野町ヲ始メ上田追分ニ至ルマデ、毎戸井戸ノ有無取調べ、井水有レ之分ハ左圖ノ如キ目標ヲ戸外ノ柱ニ打附置キ候テ、非常ノ際ニ備フルコト、ス

木札方四寸  
廿二ヶ所有之分ハ井ノ中ニ二ノ字ヲ附スベシ

川路大警視の通

猶此等の地方官注意心得の外に、御警衛の儀に付川路大警視伊藤内務卿より左の通牒が有つた

今般御縣地方御巡幸被ニ仰出候ニ付而者、取締向之義追々可レ及ニ御照會ニ之儀も可レ有レ之候處、當節柄國中警防之儀者尤緊急之儀ニ有レ之、不逞之徒此際ニ乘ジ萬一モ過激疎暴ノ舉動等有レ之候テハ、實ニ不ニ相濟ニ儀ニテ其邊ノ御手配ハ必御周致ノ事ト相信ジ候得共、其節ニ到リ俄ニ御施行難ニ相成ニ儀モ有レ之間、即今ヨリ精密御注意有レ之度、此段御含迄爲念申進候也

明治十一年六月二十二日

長野縣權令檜崎寛直殿

大警視 川 路 利 良

長野縣

今般 御巡幸之節供奉警視ニテ

御道筋配置之警部巡查ヲ便宜指揮可レ致候條、此旨相達候事

内務卿 伊藤博文

長野縣御巡幸事務取扱掛

我長野縣に於ては五月二十三日、北陸東海御巡幸の事仰出さるゝや、同月三十一日縣廳第一課此課の官員中には上田の人師岡より第六課迄の官員十九名に、御巡幸事務取扱掛を命じ、専心其事に當らしむる事とした。

御巡幸先發官として、内務官林友幸、宮内官櫻井純造小書記官上田町の人森田斐雄の兄である等の一行は、七月二十五日東京を出發し、御巡行御道筋各所に於て、御休泊所等の實地検分を爲し、且諸般の準備等に就て周到なる指導注意を與へ、八月一日長野縣に入った。七月二日兼ての通牒に由り、長野權令樺崎寛直は縣屬を伴ひ、碓氷峠まで出張して之を迎へ、諸般の協議を爲し、八月六日迄の間に縣内御道筋全部の巡視を了へ、先發官一行は新潟縣に向つた。此際確定と成つた鳳輦御休泊の簡處は左の如くであつた。

(甲)

一 上野信濃國界峠町より追分に至る里程三里五町五十八間四尺

此譯

御小休 佐久郡峠町熊野神社境内 坂本驛より二里九町餘

御休 同郡輕井澤驛佐藤織衛 峠町より廿六町三十間

御泊 同郡追分 土屋一三 輕井澤より二里十五町餘

(乙) 但御立退所同驛泉洞寺距離凡五町方位西北

一 追分より上田に至る里程八里一丁七間五尺

此譯

御小休	佐久郡馬瀬口村高山重三郎	追分ヨリ一里十七丁
御野立	同郡小諸町ノ内唐松	馬瀬口ヨリ一里十四丁餘
御休	同郡小諸町上田宇源治	
御小休	小縣郡滋野村之内牧家蓬田幸三郎	
御小休	同郡田中驛 小田中重右衛門	小諸ヨリ一里二十三丁
御小休	同郡岩下村 尾崎惣作	牧家ヨリ廿七丁
御泊	同郡上田町上田街學校	田中ヨリ一里十三丁
但御立退所	同町松本裁判所上田支廳	岩下村ヨリ一里五丁
(丙)		距離凡ニ二丁方位西
一上田より長野に至る里程十里廿五間一尺		
此譯		
御小休	埴科郡南條村之内鼠 潤澤漸	上田ヨリ一里三十二丁
御小休	同郡坂木驛 宮原生吉	鼠ヨリ一里五丁
御休	同郡下戸倉驛 柳澤嘉一郎	坂木ヨリ一里七丁
御小休	同郡屋代驛 柿崎源左衛門	下戸倉ヨリ一里廿三丁
御小休	更級郡原村 伊藤盛太郎	屋代ヨリ一里十八丁
御小休	同郡丹波島驛北第十六區會所	原村ヨリ一里十丁
御泊	水内郡長野町善光寺別當大勸進	丹波島ヨリ一里十三丁
但御立退所	當縣師範學校	距離凡六丁方位南

(丁)

一長野より信濃越後國境に至る里程七里十三丁四十三間一尺

此譯

御小休 水内郡田子村 池田元吉 長野ヨリ一里三十一丁

御野立 同郡平出村 地境字鍛治ヶ窪 田子村ヨリ廿七丁

御休 同郡牟禮驛 高野九左衛門 鍛治ヶ窪ヨリ一里四丁

御野立 同郡小玉村ノ内字清水窪

御小休 同郡柏原驛 中村喜左衛門 清水窪ヨリ一里九丁

御小休 同郡野尻驛 石田津右衛門 牟禮ヨリ廿五丁

但野尻驛より新潟縣下越後國關川驛に至る三十丁十六間一尺

此御巡幸の御道筋は、古來の中山道と北國往還とで、藩政時代に在ては、一行二千人程にも及ぶ大歛簿の所謂加賀様の御通りなどもあつて、其宿泊休憩等にも差支無い本陣茶屋などが有つたのであるが、維新後には世態が俄に變つたので、舊本陣等は概ね衰へ、また昔日の如く無かつた。故に此度の御巡幸に際しては、縣當局者は其御休泊等の場所に付。非常に憂慮狼狽したのである、然るに御休泊所等を選定した時には、茲に國民の心の底より湧き出づる皇室尊崇の赤誠は、或は御休泊に供する新殿の造營、或は玉座の新設等は勿論、供奉官員の休泊所に至るまで、其地の光榮其家の譽として、費用と勞力とを惜まないで、設備を出願する熱情と成つて表はれた。縣當局は曩日の杞憂を窺かに耻づると同時に、國民、尊皇の念深厚なるを悅んだのであるが、一方には、熱情のあまり華麗虚飾に流れ、或は聖旨に乖戾するが如きに至らんを憂ふる有様であつた。此處にも我國民の特殊性が見えるのは、我國のために心強く感ずる所である。

## 第三節 御發輦

明治天皇は御豫定の如く、八月三十日宮城御發輦、皇族大臣參議以下諸員の奉送と、東京市民の熱誠な奉送との内に鳳輦を進め給ひ、北陸東海御巡幸の途に上らせ給ふた。此時皇后陛下には御見送りとして、板橋なる行在所まで御送り申上げ、同所にて御別れの上、十二時三十分御還啓遊ばされた。鳳輦は此日浦和、翌三十一日桶川、九月一日熊谷、二日新町、三日前橋、四日高崎、五日松井田と御泊を重ね給ふて、愈九月六日は信濃の地に入らせ給ふた。此前日樺崎長野縣權令は、松井田の御宿所に罷り出で天機を奉伺し、其より信濃地に御案内申上げたのである。

九月六日

御豫定の如く熊野神社境内神樂殿に繼ぎ足して、新に設けたる御小休所に入らせたまひ、御小憩の後、輕井澤行在所佐藤織衛宅にて御餐ぎこしめされ、追分驛行在所土屋一三宅にて御宿泊遊ばされた。此時御旅情を慰め奉らんとて、縣下の珍しく名高き古器物古書畫など蒐め置きて、天覽に供しまつりじに其等の物どもは寫し取りて、後日差出すやう縣官員に命ぜられた。

九月七日

追分行在所御發駕、馬瀬口村高山重三郎宅にて御小休、小諸町唐松御野立所にて御小憩、小諸町行在所上田宇源次宅にて御晝餐被<sup>聞食</sup>、其より小縣郡滋野村牧家蓬田幸三郎宅、田中驛小田中重右衛門宅、岩下村尾崎惣作宅の、三御小休所にて御小憩あらせられ、午後四時といふに、愈我上田町に御着輦あらせ給ふた。

實曆の頃竹内式部が、方今將軍あることを知らざる者多し、之れ古を學ばざるに由ると謂はれた江戸幕府時代に在ても、上田藩よりは天皇御卽位の際には、特使を立てゝ、禁裏に御祝儀を

獻上し奉つた事もあり、又仙洞御所崩御の砌には、町内に五日間音曲鳴物普請等を停止して、謹慎哀悼の意を表せしむる觸を出した事などもあつた。故に藩も民衆も、皇室の尊むべきは承知して居たものと想はれる。其後伏見、鳥羽の戦後、將軍慶喜罪を謝し一意恭順の意を表し、又此時まで將軍の膝下に於て忠勤を勵み、徳川氏と存亡を共にすべき家柄であり、又其覺悟であつたと見るべき上田藩松平氏も、慶喜恭順の後は其意を奉けて、天朝尊崇の誠意を示し、朝命を奉じて上京し、又戊辰の戦役には、王師に從て北越に出兵し、間も無く版籍奉還となり、土地人民舉て皆之を朝廷に還し奉るを見ては、我國は王土に非らざる寸地なく、王臣に非らざる一民なしと云ふことを、民衆が深く認識したのは、決して他には劣らなかつたであらうと思ふ。此認識と同時に尊皇の意識は、一層深められたに相違無い。かゝる時に現神にます一天萬乘の天皇が、御親ら御巡幸、我上田の地を御通り遊ばさるゝのみか、御宿泊に相成るとの由を、其筋より通達された上田市民の驚喜は、いかばかりであつたかは、蓋し想像以上であつたと思はれる。鳳駕御宿泊の議定つて、短日月の其間に新築校舎、しかも此當時稀に觀る立派なものを造り上げて、御宿泊に供し奉つた所にも、此貴き心持はあらはれたと見てよからう。

至尊の鳳輦を迎へ奉つる事は、信濃國としては創めての事なるは勿論、上田を通つた大歛簿と云へば、加州藩主通行の二千人程の行列であつて、此加州侯が行程變更の爲めに、上田宿泊となつた時には、上田宿は上を下への大騒であつたのである。然るに此度の御巡幸には、未だ曾て拜した事も無い鳳輦を中に入り、大臣參議以下護衛の兵士警官、其他多人數の大歛簿が、肅々堂々と午後四時、上田町に到着したのであるので、驚歎したもの無理からぬ事である。此時の供奉員は

太政官

右大臣 岩倉具視

参議 大隈重信

同

井上 銘

書記官 谷森眞男

同

櫻井能監



近衛士官

陸軍少佐

比志島義輝

近衛局

局 蹄 鐵 工

少尉 中尉 大尉  
川井守 一 剛 本高橋 田信親 穂

			侍	侍	官	近衛局
			一等侍補	二等侍補	大輔	陸軍中尉
			佐々木高行	土方久光	杉德	磯林真三
			高崎正風	山口正定	孫七郎	實則
		醫	伊東方成	伊東盛貞		
	一等侍醫					
	三等侍醫					
	同	同	四人			
書記官	大書記官	醫員	香川敬三			
權大書記官	同		山岡鐵太郎			
堤			正誼			

侍從

堀河康隆

高辻修長

富小路敬直

綾小路有良  
(九月四日被依願免)

西四辻公業

東園基愛

北條氏恭

片岡利和

太田左門

高極高典  
(九月四日任命)

藤波昌吉

荻増山正同

十等出仕二人

二等屬以下七人

庶務課同十五人

內膳課三等屬以下四人職工八人

調度課

内庭課

侍醫附

輿丁

御既課

三等屬以下十六人

馬車機械磨方

馬丁

夫卒

馬

御用掛

近藤芳樹

文部省

井上參議隨行

中上川彥次郎

工部省雇二人

工部三等屬富士谷成興

二等屬以下五人夫卒九人

同三十五人

三等仕人二人

二等仕人以下十四人

馬車機械磨方八人

五十二人

一人

三十人

和洋種五十七頭

## 大隈參議隨行

大藏省御用掛 小泉信吉

開拓使雇 高木彬敏

## 鳳輦の御有様

右は東京より御隨行申上げた人々で、之に東京よりの御荷物運人夫千人餘、猶縣の官員縣令はじめ、警衛警官等を加ふれば、二千人以上にも成る大歛簿であつた。信地御巡幸拜見記に據ると、此大歛簿鳳輦近くの前後の御模様は、紺のマンテルズボンに、帽は赤の横筋入、靴は象皮の自然色の長靴を穿ち、長さ凡九尺許、白刃五六寸もある鎗の鹽首の所に、紅白の縮緬の中へ、カンギ形に切り込んだ小旗を附けた、鎗を立てゝ持つたる騎兵が、二列に正しく並んで進み、其二列の終りの中央に、菊御紋の錦旗が進み、其直後には徽章を縫つた紺の羅紗マンテルに、十年西南役に赤帽隊とて、其勇武を稱へられた、赤色帽を被つた近衛士官が二列に並び、其後に栗毛のアラビア馬二頭いと遅ましきに、牽かせ參らせた朱塗の御馬車即ち鳳輦が進ませられ、鳳輦の御内には侍御の命を奉つた侍従が、天皇の御前に奉侍した。

御馬車の御窓には紫縮緬の御幕を引はへられたが、御道筋のあたり、侍従の御説明申上ぐる事などある場合には、幕を御絞り遊ばされて、外を御覽に成る御事もあつた。此御馬車の馭車台は頗る高く、其處に金の輪筋の入つた、江川笠を被つた馭者が二人居つたので、御道筋の拜觀者中には、此二人の馭者の中何れが天子様であつたと、思ひ違へたと云ふ滑稽談もあつたと云ふ。鳳輦の御後には、騎馬で侍従が二列に隨ひまつり、續いて侍醫、侍補、宮内卿德大寺實則、之れに續いて前に宮内大書記官と長野縣令とが、黒羅紗服高帽騎馬で隨ひ、其次には右大臣岩倉具視の馬車が進んだが、中々立派で馭者の服裝の相違で、御車と見分る程であつたと云ふ。其次に川路大警視、大山陸軍少輔、太政宮内の書記官等騎馬で隨つた。其あとに御荷物、其後に又人力車は數百輛打ち續き、其後に御乗替板輿が昇ぎ行かれ、次に東京より護衛しまつた東京巡查が紺吳呂のマンテル、白木綿のズボン、白の脚絆草鞋がけと云ふ服裝に黃筋の入つた帽を被り、長い洋銀造のサーベルを帶びたるが數百人續き、其後に本縣の巡查などが隨ひ

進んだ。此の如く陸續と引つゝいて數時間絶へなかつたと云ふ。

此大御行列が上田町行在所に御着に成る前には、兼て八月廿六日附を以て、御巡幸に付人民心得書とて、左の注意が與へられ

一 御行列拜見勝手たるべしと雖も、混雜無レ之様道傍に相控、通御の節御旗を見認候はゞ、笠或は帽等被物を脱し、敬禮いたすべき事

一 通御の際御道筋通行の者、御旗を見認め候ハゞ車馬を下り、前同様敬禮いたすべき事

一行幸の際御途中にて突然儀仗内に衝入し、訴訟建言等の書、差出し候趣も有レ之赴、右は國律にも

明載有レ之、甚以不ニ相濟儀ニ付、心得違無レ之様可致事

但訴訟建言等規則により其手續を以て、其筋に差出候はゞ、取上げ可ニ相成ハ勿論の事ニ候條、  
御趣意可ニ相心得一事

一 御巡幸ニ沿道又は其他の市在と雖も、各自の祝意を表はす爲め國旗提灯等を掲くるは不レ苦事

一 沿道の人家軒先へ簾を褰け、又は二階等高處ニ上り、御通鑑拜見致候は不ニ相成一事

又各小學校生徒の奉迎に就き

奉迎の者は遠近を論ぜず出張の者は、其人員を申出づる事。其際には訓導の服裝は、洋服羽織袴勝手の事。乍レ然新調に及ばざる事。小學生は洋服袴羽織勝手なるも、年幼き故袴のみ着用も苦しからず、女生徒の服裝は袴着用勝手なるも、勉めて清潔を旨とするは男生徒と同様の事。御通鑑當日は豫定の場處に整列し、脱帽の合圖にて帽を脱ぎ、御通鑑の時は教員の合圖に依て一同敬禮すべき事。萬一雨天の際は木履を脱ぎ雨傘を除くべき事。各學校生徒は出張途中整列の際は、校名旗の後に從ふべき事。生徒訓導學校更員等、木履を穿ち奉迎に出づべからざる事と云ふ注意が出た。御巡幸御道筋沿道各地、皆此注意を遵奉して、御行列拜觀又は奉迎を爲したのであ

るが、此注意ありしに拘らず、小學校生徒が洋服や靴を、新調した事夥しかつたのは、當時上田町洋服業に先鞭を着けた、荻野憲治氏の談りし所に據て知ることが出来る。蓋し止むを得ぬ事であつたらう。御着鞆當日上田町では、戸毎に國旗を掲揚し、紅燈を懸け、店棚は取片付けて、金屏風など立て廻らしめた所もあり、殊に海野町の如きは、紅燈の外に硝子燈をも加設するなど、只管意を用ひて御歡迎申上げたのである。

## 上田御宿泊

## 第四節 上田御宿泊

此度御巡幸の事仰出され、やがて御休泊所等が決定して上田町御宿泊と云ふことに成つた。けれども舊本陣柳澤太郎兵衛宅は、明治二年の騒動の折焼失して、此頃は又昔日の如くならず、又舊藩主住居の館は既に取拂はれ、表大廣間等は其後修理も行屋かずして、打捨て置かれたので、若し御宿泊所に宛てんとせば、大修繕大手入を爲なければ、其用を爲さぬと云ふ状態であつたから、町當局者の苦心は啻ならぬものがあつた。然るに恰も此當時上田町では、寺院本陽寺の一部を借りて小學校假校舎として、縋かに授業を爲て居る有様で、不便極まるが故に、校舍新築建造のことは目下の急務と考へられて居たのである。依て天皇御宿泊の御場處として可レ然所も無いので、此際新に校舎を建築し、以て其を行在所に宛てまつること、尤可レ然との議起るや、衆議忽ち此に一決して、若し此儀採用せられ御宿泊所たるを得ば、非常の大奮發を以て此事に従はんと覺悟した。此時上田町當局より、長野縣令宛に差出した新築校舎を以て、行在所に充てられんことを請願した書面は、次の如くであつた。

今般北國筋御巡幸ニ付當上田町へ御泊可ニ相成ニ旨豫て御達に付、行在所の家屋取調候處、當町舊本陣は既に焼失仕、其他可レ然家屋も無ニ御座ニ、就而者今回上田街學校新築之儀願濟ニ付、速に土木を起し來七月中には、必ず落成爲レ致見込に候間、該校を以て行在所に相備申度、乍レ然校舍新築之儀は急遽

に付、若御臨幸の際御間缺け等仕候ては單に不<sub>ニ</sub>相濟儀に付、七月十五日を期し校舍上棟の筈に候間其模様により七月中を期し落成無<sub>ニ</sub>覺束認候はゞ、當大區會所を以て行在所と定め、十六日より速に該所へ修繕を加へ、決して御間缺け等仕間敷候得共、右は萬一の豫備に評議仕置候迄にて、新築の儀は市中舉て盡力成功可<sub>レ</sub>仕決心窪在候間、右校舎を以て行在所に設置候儀、御開届被<sub>ニ</sub>成下候様仕度、右連署を以て奉<sub>ニ</sub>懇願候也。

明治十一年六月二十九日

北第十一區四小區小縣郡上田町

代議人 岡村 文右衛門

同 池田 爲作

用掛 伊藤 右一

副戶長 伊藤 九右衛門  
戸長 世良田 勝美

長野縣權令檜崎寛直殿

前書懇願之趣相違無<sub>ニ</sub>御座候間奥書調印仕候也

北第十一區副區長 懸山 溪水

之に對し、七月五日縣より「書面之趣其筋へ申請可<sub>レ</sub>及候條此旨可<sub>ニ</sub>相心得事」との通達があつた。學校新築と云ふ事容易な事で無いので、其筋でも此後重ねて、校舎建築の位置に就て充分協議したか、七月二十八日迄に落成確實なるか、之を證すべしと申來り、又落成の上行在所御用相當の體裁が調ふか、など種々町當局に向て確め來つたが、町當局は充分な確信を以て之に答へ、七月二十六日には左の報告書を縣に差出すに至つた。

## 落成見込上申書

北第十一 大區四小區小縣郡上田町新築  
上田街學校

該校は今般北陸道御巡幸ニ付、行在所に相備度見込を以て、客月々末より新築に着手し、爾來市中の老若舉て造營に努力し、昨今の實況既に八九分の成功に立至り候間、校舍の營繕は本月中に、必ず落成可レ及候得共、門戸并庭上周圍に堤を築き柵を設け樹木を植附等に至ては、來月に涉り可レ申候間、悉皆落成は八月五日迄の見込に御座候、右申上仕候也。

明治十一年七月二十六日

## 右校舎新築世話方總代

佐藤彥八

柳澤友之助

用掛

齋藤勝兵衛

該校執事

土屋孝吉

副戸長

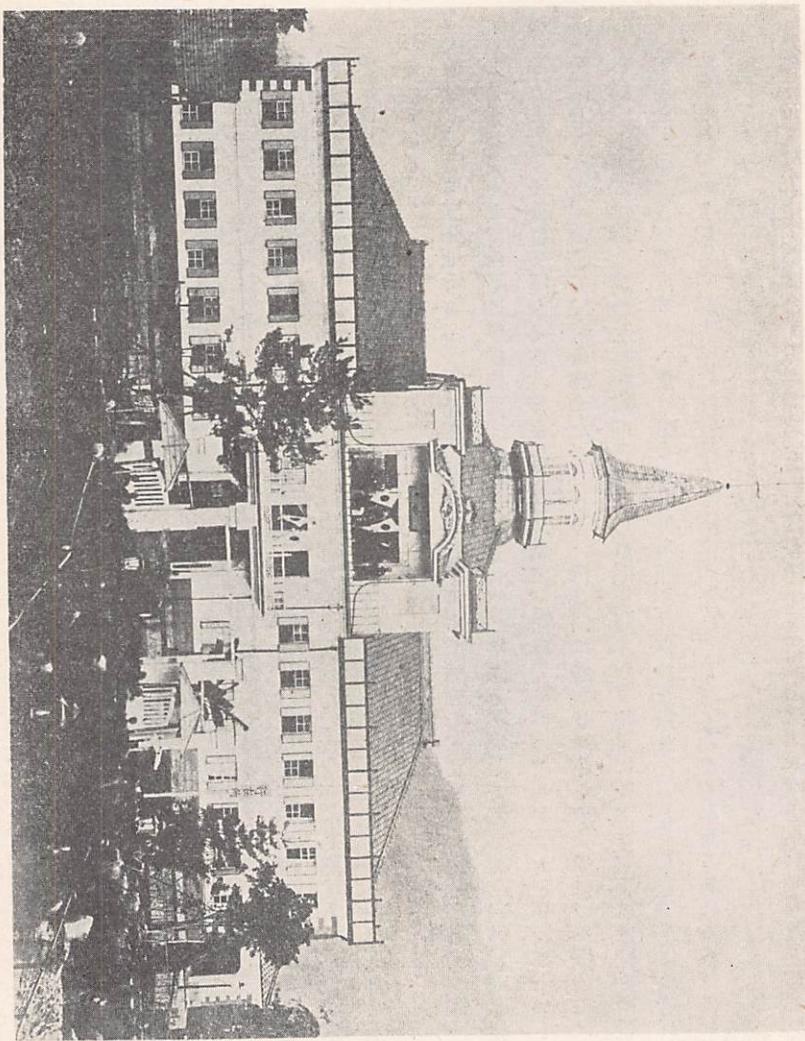
伊藤九右衛門

## 長野縣權令橋崎寛直殿

此建築に當ては、町當局者は申すに及ばず、工事請負人も、其に使はるゝ職人も、皆必死と成つて精勵し、九月七日鳳輦を此處に迎へ奉つた際には、地方には稀に觀る、西洋造三階の立派な新築校舎が出来上つたのである。猶此處に特記すべきは、曾ては勤王の志に燃えて、赤報隊に加つた事もある、丸山徳五郎の伊藤九右衛門が、此當時上田町副戸長として、聖駕を迎へ奉る行在所の、建築の事に當つたのである。定めし強い感激と旺なる意氣込を以て、勤しんだ事であらう。

信地御巡幸拜見記に上田行在所の態を述べて、「其善美なる最高の突樓は雲際に聳えて太郎山と拮抗し粉

上 田 行 在 所



上田行在所の模

壁の白色は千曲川と清きを争ひ樓上の欄干は鐵の唐草形にして花實を結ぶかと疑ひ玄關の鳳凰は主上の聖を表し飛ぶが如く舞ふが如し、又庭前には奇草珍木を植え限るに鐵唐草の牆を以てし其華麗なる我輩の禿筆に盡す事遠く及ばず」と云ふに由るも、上田の行在所が、世人が見て華麗とした出来ばえで有つたのは想察される。況んや行在所に供したる校舎は、舊大手門内の正面に位置し、前には舊時の土居が南北に亘り、其直前大手土橋の南北には、漫々たる水を湛えた大きな溝があり、海野町方面からの觀も亦甚奥床しく立派のものであつた。陸路廻記に

今宵の行在所はもとの城のうちに構へし三階なる學校にていときよらかなり

と記されたところを見ると、啻に輪奐の美なるのみならず、上田町空前の盛事無上の光榮を擔ふ、天子御宿泊の行在所に宛つる場所の事なれば、内部の設備手入など大急ぎの其中にも、充分注意した事が察せられる。推し上げ奉るは畏多き極みなれど、主上にも御心持よく入らせられ給ひしならんと拜察し奉るのである。

校舎の三階には此地方著名の古書畫古器物などを蒐めて陳列し、又見事な盆栽など飾り置き、天覽に供しまつる事とし、四階の望樓には、精巧な四方一望の地圖を調製して備へ置き、御展望の便に供し奉る事とした。玉座は二階なる西北室を以て之に當て、御床の柱飾はサルヲガセを用るて、いとも清楚の趣を凝らすなど、非常に注意を拂つたのである。行在所に着かせ給ひし聖上には、御機嫌殊に麗しく拜せられ、やがて供奉の諸員を行在所に召させられ饌を賜ふた。晩景に及ぶや、下には行在所近くなる銀行工場などの二行に懸け列られた紅燈や、海野町通りの軒並祝燈などと美しく、上には晴れ渡つた秋の空に明月が懸て居る、其風情は御旅情を慰め奉つるに、足るもののが有つたと想はれる。供奉の人々は或は歌をよみ、或は詩を作るなどして各旅情を慰め、聖恩の渥きに感泣した。岸田吟香の御巡幸之記に「此樓上は見晴しよく月もはや秋の半に近ければ景色よく供奉の人々も歌よみ詩作りなどして旅の心を慰め

供奉の諸員に饌

西南役の負傷將  
校に謁を賜ふ

重なる供奉員の  
宿所

られたるよし」とは此夜のさまを記したのである。此夜主上には、昨明治十年西南役の際、五月三十一日の人吉の照岡の戦に、重傷を被りしが、陸軍病院の治療にて命助かり、後郷里上田に歸り靜養中であつた、陸軍少尉懸山盛修を御前に召させられ、拜謁仰せ付け給ふた。

供奉員中重なる人々の此夜の宿所は、岩倉右大臣(島田萬右衛門)大隈參議(金井文三郎)井上參議(飯島七郎兵衛)徳大寺宮内卿(成澤金彌)杉宮内大輔品川内務大書記官(常盤井)川路大警視(上村半左衛門)大山陸軍少輔(丸山總三)香川宮内大書記官山岡宮内大書記官堤權大書記官(荒井又左衛門)追田權少警視(島田良左衛門)橋本大藏少書記官佐伯大藏少書記官(水野安治)堀川侍從(水野重助)高辻侍從(伊藤いく)富小路侍從綾小路侍從西四辻侍從(伊藤澤太郎)などが拜謁日記に見えて居る。

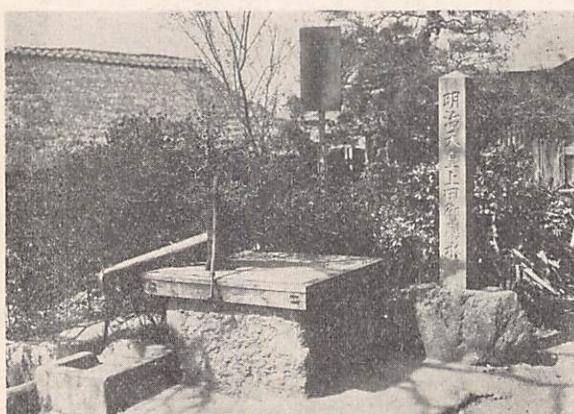
内膳課使用の御饌水は縣掛員の嚴重な検査の後決定するのであつたが、我上田の御饌水は新田橋詰三平所有の井戸水、水質尤も良好なりとて、此井水を使用せられたのである。

此御饌水井戸は今も猶よく保存されて居る。

猶内膳課御買上げの諸品の中で、千曲川の鮎と上田清酒とは、いたく御意にめされたとの話が傳つて居る。昔時上田の酒造家は、多く當司を遙々大阪から雇ひ入れて、造らせたものである、或は其縁由から灘方面の釀酒法が傳つて、良い酒が出来るやうに成つて居たものか。

千曲川の鮎と上  
田の清酒

新田御饌水



上田にて御買上に成つた土地産物は紬縞、白七子、上田縞、上田八丈、玉絲縞等で納め人は、瀧澤正七、成澤金兵衛、石森文治郎の三人であつた。

序に陳列天覽に供した諸物品の中、上田町出品を擧げて置く(縣奏上書類所載)

陳列物産目録中所載

上田縞西川立 同小格子 同縷緞棒 同白七子

(出品人 濑澤 正七)

上田縞銀麗壹崩斜子縞 同麗壹崩 同茶南京縞 同銀麗木南京 同茶木南京 同銀麗壹崩 同茶貳崩

同紫縷 同銀麗棒袴地 同白龍門 同刷毛目 同八丈大格子 同白畝縞 同木工南京 同白七子

(出品人 成澤伍一郎)

上田縞給子星縞 同七色縞緞 同唐緞寫 同切糸縷緞縞 同給子壹崩縞 同白練絲縞 同縷糸織格子

縞 同縮緬格子 同縮緬縷緞萬筋 同八丈矢ノ羽縞 同格子縞 同袴地 同藍棒袴地 同白畝縞 同

紬縮緬矢ノ羽縞 同紬縮緬矢ノ羽立 同紬縷緞棒縞 同紬切糸縷緞縞 同白縮緬縞 同縮縮千筋

(出品人 石森文治郎)

同糸縞帶地 同白縮緬 同縷糸紺立縞 同縷糸萬筋縞 同辨慶縞 同白斜子

(出品人 濑川清兵衛)

勸業場陳列物産目録中所載

上田寄緜縞 同格子縞 同絹茶縞 同木目筋 同白無地縞 縞縮緬縞 白格子縞 白紬 紬縞 紬

袴地 (出品人 池田 爲作)

上田鼠縞 紬茶縞 白紬 白斜子 太縞黃縞 白木綿

(出品人) 滉澤民之助

白紬 紹大鷹ノ羽織

(出品人) 石森文治郎

紬茶大明綺 同藍三筋立 同鼠新立綺 同白大明綺 白紬

(出品人) 成澤伍一郎

絲織帶地 縷絲紺立綺 諸大織萬筋綺 玉糸茶織色 品太織同斷 諸キヒゾ織

(出品人) 潤川清兵衛

生絲 薄

紬茶萬筋 紬茶此手 同縷緘棒 白七子 白紬

(出品人) 春原市太郎

(出品人) 滉澤 正七

上田御發輦

翌八日は御行程遠き故、例よりは一時間ばかり早目に、午前六時といふに御發輦遊ばされた。上田町々の賑は文字通り古來未曾有の光景であつたと傳へられるが、いかにも然あつたと思ふ。此日には上田町や附近の人々が、御行列拜觀の爲め御道筋に群衆したのは勿論、遠く二三十里距りし木曾あたりから、遙々此處まで拜觀に出掛けて來たと云ふものも、渺くは無かつた程で、御道筋の兩側は拜觀人で堵を爲した。かかる際に東京から、御巡幸供奉官錄や御行列の繪圖などを、奉送迎拜觀者に鬻ぐために來た商人等が、大聲を張り上げて、此を呼び賣りあるくもあり、同様に御巡幸の御行列に隨て、東京方面から入り込んで、拜觀に夢中に成つて居る群衆の中に立交つて、物を掏り取る悪い者も多く、其害を被つた人々も渺からずあつたと云ふことである。

行在所として聖上御宿泊の光榮を擔つた上田街學校は、明治三十一年火災に依て焼失した、惜みて返ら

ぬ事とは云へ残念なことである。行在所の傍に造られた御馬車舎が、不思議にも災を免れて、當時の瓦で葺かれたまま、存在して居るのが唯一の紀念建物である。

大正九年五月行在所附に元帥山縣有朋の揮毫にかかる紀念の碑が建てられた。左の寫眞は其である。

爾後上田市は毎年九月七日を以て、御巡幸紀念式を舉行して、明治天皇の聖徳を仰ぎまつると同時に、ありし昔を偲ぶこととして居る。

御巡幸ありし頃の上田町あたりの風俗は、陸路廻記に「上田を立たるに拜みにつどへるものども大路せまきまでに並居たるが、皆うるはしききぬ着よそひて田舎めかぬさまなり」などとあり、猶此

御馬車舎



他にも人家も立派で、拜見に出て居る人々も賤しからず、などと記したものもある所から見ると、當時上田地方が田舎風鄙振で無く、はでやかに見えたのは

上田地方鄙風なし  
物價の騰貴上田  
殊に甚し

事實と思はれる。此は養蠶製絲の利潤で、富める家の多かつたからとの解釋も、一理あると思はれるが藩政時代に於て江戸風を移入して、華奢の風を成すに至つた事も、亦一の原因として見逃すことの出来ない所と思ふ。又此時物價が暴騰した事を書いたものの中に、御巡幸にて物價に影響を生じたること、上田は殊に甚敷く、一圓に一貫二百目の蠟燭が六百目、二圓以下の子供洋服が二圓七八十錢、三十錢以下の子供の帽子が一圓十七八錢、五十錢以下の子供靴が八十錢余に到れば、其他推して知るべしと記したのがある。此度の如き事があれば、何處でも同様物價の騰貴するは普通の事で、敢て怪しむべきでは無い。然し此所に上田は殊に甚しこあるは他所に比較して一段奔騰したと見える。之に聯關して想ひ起されるのは、藩政時代に高利を食るを戒めた時に、上田物價は他處に比べて高値であると云ふて居る事で、此注意警告は度々上田町分に與へられて居る。或は此悪弊習が此頃まで尙改らなかつたのであるか。

上田以北に御輦を進め給ふ

九月八日

龍駕上田町を出てさせ給ひ、午前七時三十分南條村鼠御小休所瀧澤漸宅にて御小憩。同八時四十分坂木驛御小休所宮原生吉宅にて御小憩。同十時二十分下戸倉驛行在所柳澤嘉一郎宅に御着、此處にて御晝饌被聞食。午後零時二十五分屋代驛御小休所柿崎源左衛門宅にて。同二時五分原村御小休所伊藤盛太郎宅にて。同三時二十分丹波島驛御小休所大區會所にて、御小憩を重ねさせ給ひ、同五時二十分長野行在所善光寺大勧進に御着輦あらせ給ふた。

### 第三節 長野御駐輦

九月九日午前八時縣廳に臨御縣治の狀を聞召し給ひ、後博物館製絲場を御覽遊ばせられ、次に師範學校に臨御授業天覽後長野裁判所に躋ませられ、所務御閱覽の上十一時還御あらせられた。

## 天覽授業

此師範學校に於て授業の天覽の事に就き、特に茲に上田市の爲めに記して置きたいと思ふのは、此天覽授業の時には、兼て其筋より小學校下等科卒業生中の優等生は、師範學校に參集すべく達せられ、其生徒に教授するのを御覽遊ばされたのである。優等生として選出され、長野に參集して授業天覽の光榮を得た生徒の中に、上田町松平學校生徒九人（隱岐清重、中村時序、瀧澤浩、中島彌門太、宇川信三、溝口多門司、山村哲、小松謙次郎、早川正教）。常盤城學校生徒三人（沓掛右一郎、西原三男平、春原金吾）があり、松平學校常盤城學校共に今の上田市内に在つたもので、此處から十二人の優等生を出し、此光榮に浴したのは、談りつぐべき我上田市の誇りの一であると云ふ事である。

序に此際召集された小學優等生を記すと、前二校の外に師範所在地の長野學校生徒十六名、埴科郡中一條學校生徒二名であった。

午後二時行在所御出門、城山御野立所に臨御あらせられ、煙火天覽の後善光寺に御立寄に相成り御歸還遊ばされた。

九月十日

## 第六節 御 還 幸

## 御還幸

午前七時長野行在所御發輦、同八時二十五分田子村御小休所池田元吉宅に御小憩、是よりは御板輿に召させ給ひ、同九時四十分鍛冶ヶ窪御野立所にて御小憩、同十一時半禮驛行在所高野九左衛門宅にて御晝餐きこしめさる。此處より清水窪御野立所までの間は、小玉坂の坂路なりしかば御板輿にて御通御、清水窪御野立所にて御少憩の後、御馬車に召し替へられ、午後二時三十分柏原驛御小休所中村喜左衛門宅に御少憩、同三時四十分野尻驛御小休所石田津右衛門宅にて御小憩の後、御輦を進めたまひ、やがて關川を越え新潟縣に入らせ給ひし主上には、新潟、富山、石川、福井、滋賀の諸縣を御歷巡の後、十月

十五日午後四時西京に御着駕あらせられた。西京にては後月輪、東山の御陵に行幸まし／＼し後、滋賀岐阜、愛知、靜岡、神奈川の諸縣を經て、宮城御發輦後日子七十二を重ね給ひ、御行程實に四百二十七里餘といふ大御巡幸を了させられ、十一月九日東京に御還幸遊ばされた。此日三條太政大臣は神奈川驛まで出張御迎へ申上げ、皇后陛下には御出迎として、新橋停車場まで行啓あらせられた。残暑の未だ去りやらぬ頃より、初霜の降り初るまで、聖巡の散慮とは申し乍ら、常に山河を跋涉し驛路に休泊あらせ給ひつる御辛勞の程は、いかでか恐察し奉らずして止むべき乎、とは御巡幸の記、車駕還幸の條中の一節である。茲に記して此章を了ることとする。

## 第七節 進獻詩歌及奏上書所載の孝子節婦

### 進獻詩歌

御巡幸の事仰せ出されし後、六月十八日に御巡幸之節祝壽及詩歌等進獻致し度候者は、八月一日迄に可ニ差出一旨の縣達示があり、之に依て進獻した詩歌等は甚多數に及んだ。依て宮内省は高崎正風に命じて選採せしめ、之を世に公にした、千草の花は其である。其千草之花に載せられたものゝ内で、上田市に關係ある者を左に載することにする。

千草の花  
天放る鄙の信濃のやちまたに

けふの行幸に逢ぞうれしき

齋藤多十郎

信濃なる姨捨山の秋の月

水にうつして君にそなへん

石川 吉平

例なき行幸ときくもさきそめて

君に八千よの色をさゝけん

内田 如烟

此外に我上田町出身で、此當時宮内省少書記官の職に在り、御巡幸先發官として林内務少輔と共に信濃

に入り、渺なからぬ盡力する所ありし櫻井純藏の、當時の詠詩を左に記して置く

戊寅巡幸奉先發之命臨發賦

昭代皇猷軼百王 北巡車幸未會違

中興偉業前途遠 天下從今望大康

縣奏上書類中に載せられた孝子節婦

上田市内の孝子節婦  
御巡幸に際し孝子節婦義僕其他篤行奇特者、是まで賞與施行済の者共、行狀並に賞與の次第を取調へ置き、縣廳臨御の砌其調査書を、天覽に供すべき旨を達せられた。此時奏上書類中に載せられた、現時之上田市内なる舊町村の取調書を、左に記して置く

孝子 青柳 豊泊

小縣郡上田町青柳豊泊三十六年儀、年甫めて三歳不幸にして天然痘に罹り明を失ひ、長するに及び按摩を以て業とす、性質溫厚父母に事ふる恭謹にして、善く供養の道を盡す、嘗て母の病憲に在るや、一家貧困衣食の資に乏しきを以て、晝間は強めて其業に從事し、得る處の錢を以て母の嗜好する甘味を求め歸り之を薦め、徹夜衣帶を解かず手足を摩し看護暫くも怠らず、近隣をして感稱措く能はざらしむるに至る。既にして母歿し父に事ふる供養愈勤め、其業を營むに一日も怠ることなし、故を以て資産を興し究乏なきに至れり。然れども平素父の好む所の酒食等を購求し、其需用に飽かしむるを以て畢生の樂とし、爲めに益職業を精勵し、癡疾の身を以て三十餘年の久しき志操を變ぜず孝養の道を盡し候段、其篤行郡村に秀で衆人の模範とも可ニ相成ニ奇特の儀ニ付、明治十年八月賞金四圓五十錢下與す

節婦

青木とう

小縣郡當盤城村平民瀧澤濱十妻青木とう三十八年儀、性質溫良夙に賞譽を鄉間に得たり、文久三年夫八ヶ月

西南役小縣郡内  
の戰病死者

家に歸嫁し爾來一子一女を設く、家農を業とするを以て夫を助けて耕耘に黽勉すと雖も、家産極めて薄く嘗て休業の日なし。不幸にして明治三年中夫濱十手足痙急の病症に罹り尋に就くに至り、其二子皆幼弱なれば家計殆んど傾蕩す、然れども其志益牢く、内は看護撫養に怠らず外は家業を廢せず、一身を以て能く一家を經理す、婦女の身にして志操十餘年の久しきを保つ、其篤行衆人の龜鑑とも可ニ相成ニ奇特の儀に付、明治十一年六月賞金貳圓五拾錢下與す。

奏上書中西南役戰病死者取調書中に載せられた人々は、小縣郡内十五名あつた。上田町には八月三十一日大隅國蒲生村の戰に於て戰死した、警視局四等巡查石川康蕃がある。

序でに小縣郡内戰死の人々をも記載して置く

本原村	小池	金作	三月十二日	山鹿口に於て戰死
武石村	黒木宇之助		三月十七日	田原坂に於て戰死
西内村	清水勇佐久		三月廿日	立田山に於て戰死
禰津村	石川三平		三月廿五日	植木口に於て戰死
横澤村	倉島清吾		三月廿五日	木留口に於て戰死
岩下村	佐々木傳重	同上		
手塚村	市村善次	三月廿日		植木口向坂に於て戰死

御下賜品目錄

御巡幸の砌御道筋御休泊所等へは御恩召に依り、金品の御下賜があり。我上田町へは御手當として、金百圓下賜された。今序に縣内の其を左に記す。

御下賜品目錄

御茶料 十五圓 新築御手當 二十圓

第三紀 第二篇 進獻詩歌及奏上書所載の孝子節婦

輕井澤行在所	佐藤綾衛	同	二十五圓	銀盃一組、紅白絹各一疋
追分行在所	土屋一三	同	五十圓	木盃一組、紅白絹各一疋
馬瀬口行在所	高山重三郎	同	十五圓	十圓
唐松御野立所	同	同	十五圓	修繕 同
小諸町行在所	上田宇源次	同	二十五圓	御手當
牧家御小休所	蓬田幸三郎	同	十五圓	修繕御手當
田中御小休所	小田中重右衛門	同	十五圓	木盃一ヶ白羽二重一疋
岩下御小休所	尾崎惣作	同	十五圓	木盃一組白羽二重一疋
上田町行在所	同	同	十五圓	新築御手當
鼠御小休所	瀧澤漸	同	十五圓	木盃一ヶ白羽二重一疋
坂木驛御小休所	宮原生吉	同	十五圓	木盃一組紅白羽二重各一疋
下戸倉驛行在所	柳澤嘉一郎	同	十五圓	百圓
屋代驛御小休所	柿崎源左衛門	同	十五圓	修繕御手當
原村御小休所	伊藤盛太郎	同	十五圓	木盃一ヶ白羽二重一疋
丹波島御小休所	柳島ひで	同	十五圓	新築御手當
長野行在所	大勸進	同	十五圓	木盃一ヶ白羽二重一疋
城山御野立所	同	同	十五圓	同
田子村御小休所	池田元吉	同	十五圓	新築御手當
鍋治ヶ窪御野立所	同	同	十五圓	銀盃一組、紅白縮緬三疋
牟禮驛行在所	高野九左衛門	同	二十五圓	修繕御手當
清水窪御野立所	同	同	十五圓	木盃一ヶ紅白羽二重各一疋
柏原驛御小休所	中村喜左衛門	同	十五圓	御手當
野尻驛御小休所	石田津右衛門	同	十五圓	新築御手當
此外に下戸倉驛行在所に於て、天磬笛を吹奏御聞に達したといふ廉で、鹽尻村原昌言は特に御手當金五	同	同	十五圓	百圓
			五十圓	銀盃一組紅白縮緬三疋
			六十圓	修繕御手當

天磬笛

圓を下賜された。

此天磬笛といふは原昌言の話に據ると、弘化四丁未の春善光寺大地震の際、昌言は其震災の及びし所は自ら山野を跋涉し、戸隠山に参詣した折に偶然途中で拾ひ得たもので、其後京都に上り三位千種有功卿を訪問した時、古へ天磬笛といふ者ありし事を聞きしかば、郷里に歸り再び其拾得した笛を携へて京に上り、千種卿の覽に入れた、其時樂家東儀多氏に天磬笛の事は本朝事始に見えて居り、其形は胡瓜に似て居る由を聞いた、自分の所持するものも亦胡瓜形で、其長さは手一束程に過ぎないが、其聲は清亮で氣息の緩急に依て律呂甲乙の音が出ると云ふ。此笛は去る九月六日の夜、追分行在所にて天覽に供した古器物中に在つて、主上には此はいかなる音のするものぞと仰せられしに、持主原昌言居合はせざりしかば、後其御旨を原昌言に申し傳へ、戸倉行在所に參上吹奏せしめた。主上には玉座の御次の間で吹奏する笛の音を聞食し給ふて、河鹿の鳴く音に似て居ると仰せられたとのことで、此時より此笛の名をカヂカと唱へることゝ成つた。

戸隠の山にひろひし磬笛の

こゑも雲井にひくけふかな

此一首は供奉員の一人一等侍補佐々木高行が、此事に就て詠じたものである。

### 第九節 御巡幸御道筋變更願

御巡幸御道筋變更願

北陸東海御巡幸の儀仰せ出され、其御道筋も確定發表された時、我長野縣南信地方の人々も、皆聖駕を迎へ奉り聖上御照臨の榮を仰がんことを熱望した、然あるへき筈尤至極の事である。依て松本裁判所長判事加藤祖一は六月五日出縣の上、此事に就て陳情する所があつた。於是翌六日長野縣權令檜崎寛直は、我長野縣南北兩地方の事情を述べ、御巡幸御道筋模様替の請願を三條太政大臣に差出した。

御道筋變更上申  
書

## 來八月北陸東海兩道の諸縣

御巡幸被仰出御道筋之儀先般出京之際岩倉右大臣より繪圖を以て被<sub>ニ</sub>相達<sub>ニ</sub>即別紙甲點に當り候、然る所當國之儀は從前筑摩縣及當縣の兩縣に分れ、明治九年筑摩縣被<sub>レ</sub>廢全國當縣の所轄となり、更に筑摩郡松本に裁判所本廳を設置全國の裁判事務を統轄す、爾來於ニ本縣<sub>ニ</sub>は區制を南北の兩部に大別し、舊筑摩縣を南部とし舊來の所轄を以て北部とす、今般通御の御順路たる所謂北部各區に有<sub>レ</sub>之、抑御巡幸の事たる水土民風の如何を親覽在らせらるゝに在れば、率土の民情孰か鬱憤の照臨を仰望せざらん、而して當縣下の如きは右情況、殊に懇切なる者あり、就ては別紙繪圖面乙點の如く、管下追分驛より中山道を經松本に通御、同所裁判所に臨御、夫より轉じて北國西往還を當縣廳へ臨幸在らせられ候はゞ、光明南北兩部に及び德澤一般に治渢可<sub>レ</sub>仕、右御道筋の儀は頗る險路に御座候得共、特別の御詮議を以て、稟請之通御聞届相成度、繪圖面相添此段上申仕候、諸事着手の都合も有<sub>レ</sub>之候間至急何分の御指揮被<sub>レ</sub>下度候 已上

明治十一年六月六日

太政大臣 三條 實 美 殿

長野縣權令 檜 崎 寛 直

御道筋變更上申  
書

御道筋變更上申  
書

法に及ばせられ  
ず

此上申に對し、同月十四日三條侯より「上申之越不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>御沙汰<sub>ニ</sub>候事」と達せられ、折角の懇望も聞届けられなかつた。こは御巡幸の如き重大儀に於て、御道筋の模様替といふことは、容易ならぬ所であり、且又變更御道筋は、上申書に「管下追分驛より中山道を經、松本に通御同所裁判所に臨御、夫より轉じて北國西往還を、當縣廳に臨幸在らせられ候はゞ云々」とあつて、追分驛より北國往還に由り、長野に至る御道筋に比較すると、御通御の難易同日の論では無いのである。上申の趣御沙汰に及ばせられずと達せられたのは、蓋し當然の事であらう。乍<sub>レ</sub>去、此南信地方の人々の熱誠は認められて、やがて明治十三年に至り、聖駕を其地に迎へ奉るを得たのである。

上田町の至幸

此時萬一にも、縣令上申請願の議が聞届けられ、御道筋の變更となり、聖駕北國西往還を通御あらせられたなら、我上田の地は、此空前の盛事に逢ふことは、或は永く得られなかつたではあるまいか、思へば、此事無かりしは仕合の極と謂はざるを得ない。

## 第十節 御巡幸紀念式

御巡幸紀念式

此空前の盛事に遭遇した上田町では、此翌年十二月七日、御巡幸紀念の式を催ふし、聖德を仰ぎ偲ぶことゝなりしが、此式は爾來引續きて、毎年に行はれて、來たのは寔に床しく麗はしい事である。昭和三年は御巡幸の盛舉ありてより恰も五十年に相當するので、時の市長勝俣英吉郎は、紀念の大會を催し、明治天皇御紀編纂に關はれる、宮内省御用掛文學博士本多辰次郎氏を聘して、明治天皇の御盛徳に關する謹話を聽聞して、天皇の御盛徳を仰ぎ奉つた。

御巡幸五十年紀  
念講演大會

此紀念講演會は上田公會堂二階廣間で行はれたが、一般民衆其他蠶絲專門學校、上田中學校、小縣蠶業學校等の學生等數千の聽衆會場外に溢るるの盛況で、皆始終敬虔の態度を以て謹聽したのは、明治大帝に對する尊崇の念が、しか爲さしめたものと思はれる。

紀念展覽會

紀念講演會開催の計畫と同時に、市は紀念展覽會開催を企て、其事を上田史談會に委嘱した。依て史談會は旬日に亘り御巡幸御道筋に於ける御遺蹟を悉く踏査撮影し、又佐久より野尻飯山に至る迄より蒐まれる、當時の遺物と共に市役所樓上に陳列して展覽會を催した。觀る者實に萬餘を算するに至り、多くは其當時を追想して今日の現状に比し、隔世の感を起すと同時に、明治大帝の聖業に對し益其感謝の念を深くした、開催の詮ありしと謂ふべきである。後此陳列品を撮影して之を寫眞帳に謹製し、宮内省に獻納せしが、やがて一木宮内大臣より、天皇皇后兩陛下乙夜の御覽に供し奉つた旨の通知が、市長及史談會長宛にて送られた。

### 第三章 上田町の區域擴張

#### 第一節 市町村制施行前

上田町區域擴張

上田城下町

上田城下町とは、海野町間屋支配に屬した、海野町、横町、鍛冶町と、原町間屋支配に屬した、原町、田町、柳町、紺屋町とを云ふたのである。

上田町  
貢屬地隣接村の  
合併

明治四年廢藩置縣當時に、横町、海野町、原町、田町、下鍛冶町、柳町、上紺屋町の七ヶ町各獨立し、惣名を上田町と稱した。此外に貢屬地として、木町、鎌原町、葭原町、丸堀町、新參町、上常田町、下常田町、鷹匠町、旛裏町、舊館、上田舊城郭、袋町、馬場町、<sup>上田町</sup>があつた。然るに、明治九年五月房山山口の合併此等の貢屬地を上田町に合はせ、同時に又隣接地房山、山口の兩村をも、併合して上田町と稱した。故に上田町の地域は從前上田城下町と呼びし頃よりは、大に擴まつたのである。房山山口二村の内で、上田町に接續して、市街を爲して居た所は、上房山、下房山、幸町、川原柳(瓦燒)であつた。左に併合當時の、一町二ヶ村の貢租額を掲げて、其資力の一端を知る料とする。

上田町

地租米 十二石六斗 正米納

同 米 四十六石六斗七升九合

此代金三百二十圓二十一錢八厘

雜稅 金六十三圓七錢四厘

計 金三百八十三圓二十九錢二厘

房山村

地租米 五十五石 正米納

同 米 三百四十一石七升七合

此代金二千三百三十九圓七十八錢八厘

雜稅 金十九圓九十五錢一厘

計 金二千三百五十九圓七十三錢九厘

山口村

地租米 五十六石三斗 正米納

同 米 三百四十八石九斗三升二合

雜稅 金十五圓五十三錢八厘

計 金二千四百九圓二十一錢二厘

市町村制實施時  
時の擴張

## 第二節 市町村制施行の當時

明治十八年二月聯合町村制施行の時、上田町及明治九年六月十二日  
(明治七年調)

常入村の成立

地租米 七十二石一斗 正米納

同 米 四百六十五石四斗四升三合

此代金 三千百九十二圓九十三錢九厘

常田村

地租米 七十二石一斗 正米納

同 米 四百六十五石四斗四升三合

第三編 第二篇 市町村制施行の當時

(明治七年調町誌)

第三紀 第二篇 市町村制施行の當時

四四四

雜稅 金八圓四十六錢七厘

計 米七十二石一斗  
金三千二百一圓四十錢六厘

貢租額 (明治七年調)

踏入村

地租米 三十石九升 正米納

同 米 百九十八石二斗六升六合

此代金 千三百六十圓十錢五厘

雜稅 金二圓二錢八厘

計 米三十石九升  
金千三百六十二圓十三錢三厘

の二村を合せて、常入村と稱せしものと。

(明治七年調)

鎌原村

地租米 十一石九斗 正米納

同 米 七十三石七斗六升三合

此代金五百六圓一錢四厘

雜稅 金二圓七十五錢四厘

計 米十一石九斗  
金五百八圓七十六錢八厘

(明治七年調)

常盤城村の成立

地租米 十一石九斗 正米納

同 米 七十三石七斗六升三合

此代金五百六圓一錢四厘

雜稅 金二圓七十五錢四厘

計 米十一石九斗  
金五百八圓七十六錢八厘

貢租額

地租米 二十九石五斗 正米納

西脇村

同米百八十二石七斗五升二合

此代金千二百五十三圓六十七錢九厘

雜稅金十圓二十三錢二厘

計金二十九石五斗

貢租額金千二百六十三圓九十一錢一厘  
(明治七年調)

生塚村

地租米十七石七斗

同米百十石一斗二升一合

此代金七百五十五圓三十九錢五厘

雜稅金一圓四十錢三厘

計米十七石七斗

貢租額金七百五十六圓七十九錢九厘  
(昭和七年調)

諫訪部村

地租米四石八斗

同米三十石二斗二升九合

此代金二百七圓三十七錢一厘

雜稅金二十八圓十九錢六厘

計米四石八斗

の四ヶ村を併せたる、常盤城村とを以て、一町二ヶ村の聯合町村を形づくつたが、明治二十二年四月市

町村制施行と共に、此時明治九年に一度上田町に合併した山口村分の中、山口、金井、蛇澤の三部落を

常入、常盤城二  
村の合併

割いて、神科村に編入することとし、常入、常盤城の二村を上田町に併合した。而して此時にも、上田町と云ふ名稱には變更は無かつたのである。古來上田城下町に密接の關係位置にあつた、所謂城下續在分の村々地域まで、包擁する町と成つて、大に其境域範圍を擴めたのである。ただ可惜は秋和村が、此境外に逸したことである。

一町二ヶ村戸口

此二ヶ村併合當時の上田町及常入、常盤城兩村の戸口土地反別地價等は左表の如し

町村名	戸口	戸数	人
上田町		二、八三五	
常入村		三、六七	
常盤城村		三、六八六	
合計		三、六四七	
		一〇、三四六	
		一、六一五	女男
		二、八七五	女男
		一、四八〇	女男
		七、三五五	七、三五五

序に、左に此新しい上田町が出来る迄に、二回に上田町に合併された舊城下町續きの村々の、藩政時代の戸口の一班を表示する。

藩政時代の常盤城村  
二村内  
の戸口

踏	村名	戸口		年次
		戸數	人口	
入	寶永七年	戸數	人口	
四	享保二郎	戸數	人口	
三九	明治元年	戸數	人口	
四		戸數	人口	
三七		戸數	人口	
五		戸數	人口	
三九		戸數	人口	

一町二ヶ村營業種別及人員表

第三紀

第二篇 市町村制施行の當時

(上田市域の擴張圖参照)

次に併合直前即明治二十一年度の、一町二ヶ村の營業種別及人員表を掲げて参考とする

種別	町村名		田	畠	宅	山	林	雜	地	小計
	田	畠								
合	上田町	土田町	地反價別	地反價別	地反價別	地反價別	地反價別	地反價別	地反價別	地反價別
常盤城	常入村	常入村	三九、九七反六三九	二一、二三反二一九	七三、七一四〇三一	一三、九九四〇七〇	六七、四九四〇七〇	一八、三反二九〇	二五、七八反〇一	三九、九七反六三九
計	地反價別	地反價別	一五、九七反六三〇	四二、四九、四〇〇	七五、七四反四三〇	一三、八九四〇三〇	六六、八九四〇三〇	一一、七二八六一	一〇七反六一三	一五、九六反四〇
			一五、九七反六三〇	三、七四反四三〇	七九、七四四〇五〇	六六、六九四〇九〇	九一、九九反二八〇	三一反〇六	六六、二九四〇四〇	一五、九六反四〇
					七七四〇五〇		七七四〇五〇	七七四〇五〇	三一八、三九四反二〇	三〇二、六八二四一五〇

上田町及常入、常盤城二村の田畠、宅地、山林等の反別地價は左表の如し

種別業 町村名	上田町 常入村	村常盤城人合員計
------------	------------	----------

金陶硝提油壘藥種理茶粧味噌、	織物類	吳繩紙薬類	蠶織生絲種
物器子灯類蘿物髮醬油類	類	穀鹽魚類	類服屑物

一一三三六六一四三五三二三二一四二六六三三三一九七七三六

〇〇〇〇一一二二二一一二七〇一〇〇〇三三八

〇一〇〇一〇〇〇一一一四六〇二一一一〇九三三

一一四三六八三六五七五四九一六五六九七四四二二九二七二

染活時餉運銀質飲下旅古紙小玩石桶薪塗煙	材建具、	醫療器械
送會屋食宿道	間物、	草
物版計屋社行金店屋舍具着屑	工具工建物	木炭物
貸	袋物	

一一二四三四五〇五〇八〇一二七二七三三六七三一二

一〇〇〇〇〇二五〇五六六七二〇〇一四〇〇〇〇一

二〇〇〇〇〇四八〇五五〇〇二〇〇一五〇〇〇〇二

一一二四三四二三五〇九六八六七二九三三六七三一五

足	荒	酒	物	袋	三	三	一
砂糖、菓子					四	一	
青物、果物					五	一	
肉					六	二	
豆					七	二	
腐類					八	一	
					九	一	
					十	一	
					十一	一	
					十二	一	
					十三	一	
					十四	一	
					十五	一	
					十六	一	
					十七	一	
					十八	一	
					十九	一	
					二十	一	
					二十一	一	
					二十二	一	
					二十三	一	
					二十四	一	
					二十五	一	
					二十六	一	
					二十七	一	
					二十八	一	
					二十九	一	
					三十	一	
					三十一	一	
					三十二	一	
					三十三	一	
					三十四	一	
					三十五	一	
					三十六	一	
					三十七	一	
					三十八	一	
					三十九	一	
					四十	一	
					四十一	一	
					四十二	一	
					四十三	一	
					四十四	一	
					四十五	一	
					四十六	一	
					四十七	一	
					四十八	一	
					四十九	一	
					五十	一	
					五十一	一	
					五十二	一	
					五十三	一	
					五十四	一	
					五十五	一	
					五十六	一	
					五十七	一	
					五十八	一	
					五十九	一	
					六十	一	
					六十一	一	
					六十二	一	
					六十三	一	
					六十四	一	
					六十五	一	
					六十六	一	
					六十七	一	
					六十八	一	
					六十九	一	
					七十	一	
					七十一	一	
					七十二	一	
					七十三	一	
					七十四	一	
					七十五	一	
					七十六	一	
					七十七	一	
					七十八	一	
					七十九	一	
					八十	一	
					八十一	一	
					八十二	一	
					八十三	一	
					八十四	一	
					八十五	一	
					八十六	一	
					八十七	一	
					八十八	一	
					八十九	一	
					九十	一	
					九十一	一	
					九十二	一	
					九十三	一	
					九十四	一	
					九十五	一	
					九十六	一	
					九十七	一	
					九十八	一	
					九十九	一	
					一百	一	

## 第四章 初期の町會、聯合町村

### 第一節 郡治復活當時の町會

明治十二年一月郡區町村編制法實施となり、其年六月廿八日長野縣は町村會規則を制定して之を布達した。次の如くである。

#### 長野縣町村會規則

##### 第一章 總則

###### 第一條

町村會は左の各款を議定す

町村經費ハ豫算及其課賦法  
第一款

第二款

町村會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ分ツ、其定期ニ於テ開クモノヲ通常會トナシ、臨時ニ開クモノヲ臨時會トナス

地方稅戶數割町村各戶ノ乘率

###### 第二條

町村共に有物ノ進退金穀ノ公借及土木の起功

町村會の二類

長野縣町村會規則

第三紀 第二篇 郡治復活當時の町會

七〇

選舉

第三條

第二章 選舉

第十條

通常會臨時會ヲ論セズ、會議ノ議案ハ總テ戸長ヨリ之ヲ發ス

町村會議員の制

町村會議員ハ其町村戸數ノ多寡ニ依リ、左ノ制限ニ從ヒ之ヲ選フ

臨時會ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限り、其他ノ事件ヲ議スルヲ得ズ

第五條

町村會ノ決議ハ戸長ヨリ之ヲ郡長ニ報告シ、郡長ハ之ヲ縣廳ニ報告シ、十五日ヲ經テ縣廳指揮スル所ナキトキハ、之ヲ施行スベキモノトス

凡ソ町村會ノ決議ハ戸長ヨリ之ヲ郡長ニ報告シ、郡長ハ之ヲ縣廳ニ報告シ、十五日ヲ經テ縣廳指揮スル所ナキトキハ、之ヲ施行スベキモノトス

第六條

町村會ハ毎年第一條各款ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告ヲ受

町村會ハ毎年第一條各款ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告ヲ受

第七條

町村會ハ其町村内ニ施行スベキ事件ニ付、縣令又ハ郡長ノ命ニヨリ、或ハ郡長ノ承認ヲ得テ戸長ヨリ會議ノ意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス

第八條

選舉組合ハ其町村ノ大小ニ因リ、實際ノ便宜ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十二條

議長副議長ハ議員中ヨリ公選シテ戸長ヘ報告シ、戸長ハ之ヲ郡長ニ具申シ認可ヲ受クベシ

第十三條

議長副議長及議員ハ俸給ナシ

第十四條

但會期中辨當料ヲ給ス、其額會議ノ定ムル所ニヨルヲ得ズ

當議員は會議中辨當料を給す

町村會議員ハ其議定スル事件ニ付、町村總代人ト爲リ或ハ自己ノ意見ヲ以テ其施行ヲ可否シ、縣廳ニ請願スルヲ得ズ

書記ハ議長之ヲ選ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會費

ノ内ヨリ支給ス

但都合ニヨリ戸長所屬ノ筆生ヲ用フルモ妨ナシ

第十五條

町村會議員の資格

町村會ノ議員 ルヲ得ベキモノハ、満二十歳以上ノ男子ニシテ、其町村内ニ本籍住居ヲ定メ、其町村内ニ土地ヲ所有スル者、及ヒ其父又其相續人ニ限ル、尤一戸内ニ於テ二名以上當選者アルトキハ、其高點ノ者ノ一名ヲ採ルヘシ但左ノ各款ニ觸ルル者ハ議員タルコヲ得ズ

第一款

風癪白痴ノ者

第二款

懲役一年以上及ヒ國事犯禁獄一年以上實決之刑ニ處

セラレタル者

但滿期後七年ヲ経タル者ハ其限ニ非ズ

第三款

身代限ヲ處分ヲ請ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者

第四款

官吏及教導職

第十六條

議員ヲ選舉スルヲ得ベキ者ハ、満二十歳以上ノ男子ニシテ其町村内ニ本籍住居ヲ定メ其町村内ニ土地ヲ所有スルモノニ限ル但前條ノ第一款第三款ニ觸ルル者ハ選舉人タルコヲ得ス

第十七條

議員ヲ選舉セントスルトキハ、戸長ハ豫メ選舉ノ投票ヲ爲スヘキ日ヲ定メ、少クトセ七十日以前ニ之ヲ公告スベシ

第十八條

選舉ノ投票ハ豫定ノ日、戸長役場ニ於テ之ヲ爲シ、戸長之ヲ調査シ選舉會中ノ取締ヲ爲スベシ

但都合ニヨリ戸長役場外ニ於テ選舉會ヲ開クモ妨ナシ

シ

第十九條

投票ハ豫メ戸長ヨリ附與シタル用紙ニ、選舉人自己ノ番地姓名及ヒ被選舉人ノ番地姓名年齢ヲ記シ、豫定ノ日之ヲ戸長ニ出スベシ

但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ナシ

第二十條

投票ハ多數ヲ以テ當選八トシ、同數ノモノハ年長ヲ取リ、同年ノモノハ圖ヲ以テ定ム

第二十一條

投票終ルノ後戸長ハ選舉人名簿ニ就テ投票ノ當否ヲ査シ、又被選舉人名簿ニ就テ當選ノ當否ト査シ、若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ、或ハ當選人自ラ其選ヲ辭スルトキハ、順次投票ハ多數ヲ得タル者ヲ取ル

第二十二條

當選人ノ當否ヲ査定スルノ後、戸長ハ其當選人ヲ役場

=呼出シ當選状ヲ渡シ、當選人ハ受書ヲ出スベシ

但シ當選人受書ヲ出シタル後、戸長ハ其姓名ヲ町村内ニ公告スベシ

### 第二十三條

議員の任期ハ四年トシ、二年毎ニ全數ノ半ヲ改選スベシ  
會議は傍聴を許す

議員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ全數ノ半ヲ改選スベシ

### 二十四條

議長副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改選毎ニ之ヲ公選スベシ

### 二十五條

前二條ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再選スルヲ得

### 二十六條

議員中第十五條ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スルモノアルカ、其町村ノ外ニ轉住スルカ、又ハ死去シタルトキハ、更ニ其關ニ代ル者ヲ選舉ス、其疾病等止ムヲ得サル事故ナクシテ、開會ノ招集ニ應セザルモノハ退職者トシ、又其關ニ代ル者ヲ選舉ス

### 三章

#### 二十七條

議員半數以上出席セザレバ、當日ノ會議ヲ開クヲ得ズ

#### 二十八條

會議ハ過半數ニ依テ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

### 第二十九條

戸長若シクハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明討論スルヲ得但決議ノ數ニ入ルヲ得ズ

### 三十條

會議ハ傍聴ヲ許ス、但戸長ノ要メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁スルヲ得

### 三十一條

議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス、然レトモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ涉ルヲ得ス

### 三十二條

議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ猶順ハザルモノアルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムヲ得、其強暴ニ涉ルモノハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得

### 四章 開閉

#### 三十三條

町村會ハ毎年二月八日ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ戸長之ヲ指揮シ會期ハ五日以内トス、但シ戸長ハ會議ニ衆議ヲ取リテ其日限ヲ伸スルヲ得ルト雖ドモ、其事由ヲ直チニ郡長ニ具申シ、郡長ハ之ヲ縣令ニ具申スベシ

### 三十四條

通常會期ノ外第一條各款ニ付會議ニ附スベキ事務アルトキハ、戸長ハ臨時會ヲ開クルコトヲ待、其日數ハ三日以内トス

但該會ヲ要スル事由ヲ直チニ郡長ニ具申シ郡長ハ之

ニ具狀シ、郡長ハ之ヲ縣令ニ具狀シ指揮ヲ乞フベシ

ヲ縣令ニ具申スベシ

第三十五條

第三十六條

會議ノ論說法律又ハ規則ヲ犯シ、或ハ權限ヲ超ユルヲ  
アリト認ムルトキハ、戸長ハ其會議ヲ中止セシメ郡長

會議中法律又ハ規則ヲ犯シ、或ハ權限ヲ超ユルヲ  
ト認ムルトキハ、縣令ヨリ閉會ヲ命シ又ハ議員ノ改選  
ヲ命スルヲアルベシ

此規則に依て、各町村に於ては議員の選舉を行ひ、當選議員は會議に列し、町村經費の豫算及其賦課法  
町村共有的進退、金穀の公借及土木の起功、地方稅戸數割町村各戸の乘率等を議定する事となり、町  
村の諸政に就て、意見を陳ぶることが出來た。此は未曾有の事で、今迄はたゞ自己に意見考按あるも  
充分其を陳述すべき機會は、決して與へられなかつた、然るに今は民衆の代表となり、公然憚る所なく  
規定された範圍内に就ては、充分に其意見を陳べ得るに至つたので、大に満足得意の思を爲したのであら  
う、故に此頃の町村會に於ては、何處でも無用の辯を弄して、雄辯有識と心得達をする者も、尠く無か  
つたと謂はれ、又某村會では、原案に賛成といふを、殊更原案<sup>なまこ</sup>賛成と云ふて、博學議事通を氣取つた議  
員もあつたと、傳へられて居る程である。隨て提出議案の説明も、此様な風があつたのである。今左に其説明を  
記して見る。

水利費として、諸堰揚口砂場等の修繕費を計上し、之れに

夫れ水は人生心需の要品にして、飲料に供するものと、使用に供するものとの  
殊別ありと雖も、日用須臾も缺くべからざるや一なり。是れ水道修繕の、止むを得ざる所以なり。と  
説明を附し  
道路橋梁費に就ては、

百貨の運搬公衆往復の便否は、道路橋梁の如何に關し、土地の繁盛衰微を致すも、亦二者の良否に因らざるはなし、修繕の不急に附すべからざるは、辯論を待たざるなり。我上田市街の如きは、曩きに一回の大修理を加ふれど、士女及車馬の往復繁きが故に、漸次小修理を加ふるに非れば、今日の堅牢を、後日に保持する能はず云々

#### 傳染病豫備費に就ては

人生の災厄は種々ありと雖も、傳染惡病も其一たり、方今各地に蔓延せる虎烈拉病は、流行病中、恐るべきの最たり、毒饑の慘烈なる、譬ふるにものなし、之が豫防を忽にし、病魔の侵入に遭はば、被害者の不幸は言ふに及ばず、其餘響の及ぶ所、殆ど底止するを知らず、寒心落膽の至にあらずや。方今各町内の協議を以て、局部の豫防法を施行し、加ふるに新涼の期に乗ずると雖も、全體の豫防も、亦制定せずんばある可らず云々

#### 消防費に就ては

凡人情幸福を祈望し、災害を厭忌するは、其常なれども、宇宙間に生息するものは、誰か不期の災なからん、是れ火災消防の、一日も缺くべからざる所以なり云々

#### 祭典費に就ては

金拾五圓宛松平神社上田神社。同拾壹圓宛市神社市神社彌榮社彌榮社。同五圓宛白山比咩神社八幡社  
皇太神宮。同四圓八拾錢雨降社。同壹圓宛秋葉社彌五社熊野社熊野社二子社太郎山社。同五拾錢宛保食社山神社。同拾錢龍王社。同拾圓諸社修繕費  
を計上し、神祇を敬ひ、祭祀を肅むは、民德の厚薄、崇信の淺深に因るものなれば、祭典費の如きは、一定の準則を立て難し、故に本條に掲ぐるものは、各町既往の其費を積算し、來今之豫算を定むるに過ぎず云々

## 時報鐘費に就ては

該費は往年より、當海野町當時銀行構内に、設置する所の時報鐘費にして、鯢鳴時を報ずるのみならず人心の怠惰を戒むるに、尤鴻益あり。是れ舊來に引續き、經費を支辨する所以なり。

(附記)此時鐘撞雇夫二人給料五十五圓諸雜費六圓)

## 地誌編輯費に就ては

該費は上田町村誌編輯に、要する金額にして、明治十年より、既に着手すると雖も、未だ整頓調製に至らず、故に猶此經費の支辨を要する所以なり

(海野町柳澤史料)

## 郡區町村編制法

### 重大三新法

郡區町村編制法は、明治十一年の地方官會議に、明治天皇の臨御を仰ぎ、審議々了され、七月二十二日元老院の議決を経て公布された府縣會規則、地方稅規則と共に重大三新法と呼ばれた其一で、府縣稅即ち地方稅の賦課徵收及其費途が府縣會の議決を経る必要あると同様に、町村稅も亦公選町村會議員の會議を経て其賦課徵收費途を決する事と成つたので、地方自治の觀念を促進したのは大なるものがあつたであらう。町村會が必ず開かるべきものと定つたのは、明治十三年四月法律を以て、區町村會法が公布された時からである。此區町村會法は同十七年五月七日改正となり、同時に長野縣町村會規則も改正された、左に同十二年六月布達の其と相違せる部分を記載する。

## 町村會規則（條の下空字なるは從前通りにて變更無き分）

### 第一章 總 則

議員數二千戸以上  
上四十人五百戸未満  
四人算  
豫算

### 決 算

### 第二條

### 第六條

第一條 町村會議員は戸數二千戸以上は十人、千戸以上は八人、五百戸以上は六人、五百戸未満は四人。  
第五條 町村費に係る經費は、會計年度を以て、豫算を立つべし。

第三條 書記は戸長役場筆生の中より戸長之を選任す  
第四條

第一條 町村會議員は戸數二千戸以上は十人、千戸以上は八人、五百戸以上は六人、五百戸未満は四人。  
第五條 町村費に係る經費は、會計年度を以て、豫算を立つべし。

第七條 町村會議事の細則は、戸長之を草定し、郡長を經て、縣令の承認を得て施行すべし。

第十五條 第十六條

### 選舉 第二章 選舉

第八條 議員を選舉せんとする時は、戸長は豫め選舉の投票をなすべき時日を定め、少なくも五日前に、之を町村内に公告し、戸長役場に於て之を爲すべし。但し時宜に依り戸長役場外に於て、選舉會を開くことを得。

第十七條 第十八條

第九條 選舉人は豫め戸長より附與したる投票用紙に自己の住所姓名及被選人の住所姓名を記し、豫定の日之を戸長に出すべし。但し投票は代人に托し差出するも妨なし。

第十九條 第二十條

第十條 投票は選舉人の面前に於て、戸長之を披閲し其多數の者を以て當選人とし、同數の者は年長者を敗り、同年の者は鬪を以て之を定む。

第二十一條 第二十二條

第十一條 第十二條 第十三條 第十四條 第十五條 第十六條 第十七條 第十八條 第十九條 第二十條 第二十一條 第二十二條 第二十三條 第二十四條 第二十五條 第二十六條

### 聯合會

毎年十二月に之を開く。

第二章 開閉

第二十三條 二町村會を以て開設する聯合町村會は、每町村議員三人、三町村會四町村會を以て、開設する者は議員十人、五町村以上を以て開設する者は議員十五人、二十町村以上を以て開設する者は議員十五人を出すべし。

第二十四條 省略

議員ノ任期六年  
三年毎に半數改選  
聯合町村會の議員は町村會議員中より選す  
中より選す

第十二條 第十三條 議員の任期は六年とし、三年毎に全數の半を改選す。其第一回三年期の改選をなすは、抽籤を以て其退職者を定む。但前任者を再選することを得。

第十四條

第三章 議則

(附記)

明治十一年七月公布された府縣會規則に依り、長野縣は翌十二年二月縣會議員選舉を執行した、此時

より明治廿三年に至る迄に、小縣郡より選出された議員は、佐藤八郎右衛門、中島精一、尾崎一二、齋藤彌惣太、甲田清一郎、森田斐雄、南條吉左衛門、正木誓、倉島稱平、伊藤源太郎、久保田與四郎、林登金太等であつた。其中森田斐雄は明治十五年より同十九年に至るまで縣會議長を勤めた。

(縣會史、鄉友會月報)

## 聯合町村

明治十二年一月四日郡區町村編制法施行され今迄の大小區制廢止となり小區中の各町村は舊に復し、各町村には公選の戸長(任期三年)一人を置き筆生をして之を輔けしめ、同年七月一日其執務の役所戸長役場を置かしめた。此時長野縣より戸長公選規則を布達せしが、同十六年三月之を廢して更に次の公選規則が發布された。

第一條 戸長を公選せんとする時は縣廳(令と改む)は

之を郡役所(十七年郡と改む)に達し郡長は選舉の日限を定

め其町村に告示すべし(十七年六月に五名)

第二條 戸長に公選せらるゝを得べき者は満二十才以

上にして町村に住居を定むる者に限る

第三條 戸長を選舉するを得る者は満二十才以上の戸

主にして其町村に本籍居住を定むる者に限る

第四條 選舉人被選舉人の名簿は戸長役場之を製すべ

し

第五條 投票は郡長其用紙を製し郡役所の印を押し、

但投票十分の一に達せず又得點なしと雖も郡長に於て當否と認むる者は其事由を具申することを得

此戸長公選規則及前述の町村會規則等に依て、地方の自治漸く其緒に就きしも、明治十八年二月廿三日

公選戸長を停め  
戸長を官選とす  
に官選戸長が任命さるゝ事となつた。此理由は公選戸長の成績良好ならざりしこと、及び當時經濟界不況にて、町村民費節約の必要ありしとに依るとの説がある。

上田町外二ヶ村  
の聯合

## 町村の議員數

此時上田町は常入、常盤城の二村と聯合して、戸長役場を上田町に置き上田外二ヶ村戸長役場と稱し、戸長は岡本巖が任命された。當時の聯合町村會議員は、上田町曾根祐、郷柳澤富八。常盤城村矢島宗六、松尾甚太郎、常入村半田源左衛門、柳原牧太の六名で、此は三町村會を以て開設する聯合町村會は、毎町村議員一人宛の規則に據つたのである。當時の町村會議員は町村會規則に據り、上田町は戸數二千戸以上議員十名の規定にて、曾根祐郷、柳澤寅八、望月又八郎、大石良義、石森文次郎、田中忠七、伊藤九右衛門、金井善三郎、手塚半右衛門、佐藤精一郎の十名。常入村は五百戸以下にて關口三右衛門、牛田源左衛門、柳原牧太、半田八郎右衛門の四名。常盤城村は五百戸以上にて沓掛清右衛門、兒玉正義、保科万右衛門、松尾甚太郎、矢島宗六、丸山平八郎の六名であつた。町政沿革誌

城下村の聯合村  
猶明治七年大小區制施行の頃、第十大區第一小區なりし小牧、諏訪形、御所、中之條の四ヶ村と、第十小區中の下之條、上田原、神畑の三ヶ村とは、中之條村外六ヶ村戸長役場の下に聯合した、而して官選戸長は岡本篤、中澤莞爾、倉澤源太郎の三氏相襲いた。

## 第五章 町村制施行後町政機關の成立

## 第一節 町會議員の選舉

佐藤精一郎、田中忠七、林登金太、茨木孝、丸山忠右衛門、和田龍太郎、矢島宗六、半田源左衛門、井上毅、小島大治郎、鈴木昌壽、大島重教 以上十二名二級  
田中忠七、柳澤富太郎、伊藤九右衛門、成澤伍一郎、手塚半右衛門、佐藤精一郎、伊藤源太郎、柳澤富八、杉山鶴太郎、丸山平八郎、飯島宗兵衛、島津謙之助 以上十二名一級  
の當選を見た。

## 第二節 町長助役の選舉

同年五月十四日議決した上田町有給町長及助役條例は、六月十二日縣の許可となり、七月町長助役選舉行はれ、町長に船越重舒、助役に淺野鉄次郎が當選し、收入役には田中忠七が就任した。於是町政機關が成立した。此時の町長及助役條例は次の如である。

### 上田町有給町長及助役條例

第一條 制第五十六條に依り本町長を有給吏員とす

第二條 本町は制第五十二條に依り助役の定員を二名とす

第三條 制第五十六條に依り本町の助役一名を有給吏

員とす

第四條 助役の席次は名譽助役を以て上席とす  
(名譽助役は廿六年十一月八日暫く缺員となすと決

した)

序を以て左に町政時代歴代町長を列記して置く

氏名	就職期間	氏名	就職期間
上田町長表			
船越重舒	自明治二十五年七月 至同二十二年七月	馬場歲次	自同三十六年二月 至同三十一年一月
淺野鉄次郎	自同二十六年十一月 至同二十五年十一月	岡本幸次郎	自明治三十六年二月 至同三十九年八月

山 下 謙	自同 二十六年十月 至同 二十九年八月	石 田 四 方 太	自同 三十九年八月 至大正三年八月
淺 野 銑 次 郎	自同 三十九年九月 至同 三十一年一月	細 川 吉 次 郎	自同 三年八月 至同 八年五月

### 第三節 上田町行政區設置

明治廿三年三月上田町區長規約を制定したが、同三十三年十二月上田町行政區設置規則を定め、町村制第六十四條に依り、上田町を左の各區に分つた。

第一區（大字常入の内踏入）。第二區（同上常田）。第三區（同中常田）。甲第四區（同下常田、金山）。乙第四區（同北天神清水尻、權現坂下、榎）。第五區（大字上田の内横町）。第六區（同海野町）。第七區（同鷹匠町）。甲第八區（同上常田町、下常田町の一部）。乙第八區（同鷹匠及下常田町の一部）。第九區（同底裏町）。第十區（同新參町、上丸堀）。第十一區（同下丸堀、葭原）。甲第十二區（同原町）。乙第十二區（同原町）。丙第十二區（同土橋木町）。第十三區（同馬場町）。第十四區（同袋町）。第十五區（同鍛冶町）。第十六區（同田町）。第十七區（同上鍛冶町）。第十八區（同川原柳）。第十九區（同上房山、幸町）。第二十區（同下房山）。第廿一區（同新田）。第廿三區（同上糺屋町）。第廿四區（同下糺屋町）。第廿五區（同木町）。第廿六區（同鎌原町）。第廿七區（大字常盤城の内鎌原）。第廿八區（同新屋（常盤城新地））。第廿九區（同上山根）。第卅區（同下山根）。第卅一區（同上須波西脇、裏西脇）。第卅二區（同下須波、下城新町）。第卅三區（同泉ノ郷諏訪ノ郷諏訪部）。第卅四區（同生塚）。

區名の上に甲、乙、丙等の別あるは、明治廿三年十一月以後其區より分離したもの、別に一區なせるものあるに依る。

以上に區分するも、若し或特別な慣習ある所は、此區分に據らずして適宜の區に編入するは町長の權に

區長職務規程

置いた。而して各區に區長及代理者一名を置き、其任期は二ヶ年と定めた。

上田町區長職務規程

務の疏通を圖るため、此規程の定むる所に依り、各區長及區長代理者を召集す

第一條 上田町區長の職務は、凡て本制の範圍内に於て左の事務を取扱ふものとす

定期召集の日時は左の如し

一、行政上の傳達を其區内一般に普及せしむる事

毎年一月十八日午後一時

一、區内に於ける徵收令書を配付し、其配付の責に任ずる事

定期召集の場所は、少くとも三日以前に告知す

一、區内居住者の出入を認むる爲め、其異動願届書等に認印する事

臨時召集は必要と認むる時之を行ふ。臨時召集を行ふ時は、少くとも三日以前に、期日、時場所を告知す

第二條 區長の職務は概ね前條の如しと雖も、時宜に依り町會の意見を聞き、臨時増減する事あるべし

第三條 區長又は區長代理者事故に由り、出席することを得ざる時は、召集期日前に、其旨届け出つることを要す

第一條 本町行政事務の刷新整理進行、及各區間の事

常田區會

附、常田區會

常田區大字常人字上常田、上町田、中常田、下常田、狐坂、下屋敷、金山、前田には從前より、金穀、營造物等西小深、東小深、極下、上向田、下向田、權現坂下、下境田、舞台。郡參事會より内務大臣の許可を得たる旨通達され、茲に常田部落に區會條例を施行し、區會を設置する事となり、同年八月十八日第一回の區會議員選舉が行はれ、十二名の議員が選舉された。此時の條例は、明治三十二年に改正して、裁可施行となつた。

常田區會常田區

常田區會條例

第一條 省略

第二條 區會議員の定員は十二名とす

第三條、四條省略

第五條 區會議員の選舉は單數とす

第六條 省略

第七條 區會議決すべき事件は左の如し

一區有財產及營造物に關する歲入出豫算を定め、豫

算超過の支出を認定すること

二區有財產及營造物に關する歲入出決算を認定する

こと

三區有財產及營造物に關する使用料區費及夫役現品

第八條 省略

の賦課徵收法を定むること

四區有不動產の賣買交換譲渡譲受並に質入書入をなすこと

五區有金穀の處分に關すること

六區有財產及營造物に關し、歲入出豫算を以て定む

るものを除くの外、新に義務の負擔をなし及權利の棄却をなす事

七區有財產及營造物の管理方法を定むること

八區有財產及營造物に關する訴訟及和解をなす事

## 第六章 諸般規程の制定

### 第一節 公文式條例

公文式條例

明治二十三年五月上田町公文式を定めしが、同三十三年十一月一日改めて、上田公文式條例を議決し  
同月十九日許可を得て、翌三十四年一月一日より之を實施した。

上田町公文式條例

掲示場

第一條 上田町條例、規則、豫算其他告示は、左の掲示場に掲示するを以て公告式とす

原町掲示場

海野町掲示場

上鐵治町掲示場

木町掲示場

鎌原口掲示場

常入掲示場

## 生塚掲示場

條例規則豫算其他告示は、公布若くは公告の年月日を記入し、町長又は其代理者に署名す

町長又は其代理者署名す

第二條 條例及規則は公布の日より起算し、三日を経

## 上田町々會議細則

### 議場整理

#### 議場整理

第一條 當町會は總て本制に準據す

第二條 會議は夜會を例とす。但之を變更するは議長の指揮に依る

第三條 議員の席次は抽籤を以て之を定め、每會其席に着かしむ

第四條 議員の着席退場は號鐘又は擊柝を以て報すべし

第五條 議事中は議員の姓名を稱へず、席次の番號を用ゆべし

第六條 議題の外議事中に起りたる總ての事件は議長之を決し、或は會議の意見を問ふべし

議案並報告書

### 議事

第十一條 議事を聞く時は議長書記をして議案を朗讀せしむべし

第十二條 議事は第一次第二次第三次の三に區別す。但時宜に依り此區別を用ひず第一會議を以て完結する事あるべし

第八條 勅議は各組の會議に於て提出することを得、あらず

### 發言

第三紀 第二篇 上田町町會議細則

て施行す、但施行の日を定めたる者は、此限にあらず  
附則

第三條 本條例は明治三十四年一月一日より施行す

## 第二節 上田町町會議細則

第十三條 発言せんと欲する者は、起立して議長を呼

び其許可を得べし、若し二名以上同時に起立する時は、議長其一名を指揮して發言せしむべし。

小會議と雖も必ず議長に向ひ演述すべし、其互に

應答し又は着席の儘發言するを許さず。

第十四條 議長に於て無用の論説を爲すものありと認むる時は、之を制止する事を得。

第十五條 議題とならざる動議に向て駁論するを得ず

決議

第十六條 出席の議員は可否の數に入らざるを得ず

委員

第十七條 可否の數を決するの法は、起立記名投票罷

名投票の三種とし議長便宜に之を用ゆべし。

第十八條 議題の順席に異議ある時は、議事に先て議長之を決し或は會議の意見を問ふべし。

第十九條 動議は原案に先ち可否を決すべし、其數多なる時は、最も原案に異なるものを先にす。其後に異議ある時は取決に先ち議長之を決し、或は會議の意見を問ふべし。

第二十條 議長の意見若くは議員二名以上の請求に依り、議題を分合し又は條項の順席に拘らずして議決せんとする時は、議長之を決し或は會議の意見を問ふべし。

第二十一條 辨論未だ終らずと雖も、議長に於て論旨既に盡きたりと認むる時は、直ちに決議を要する事

議場取締

を得

第二十二條 可否の數は書記之を點査し、其決定は議長之を陳告す。

小會議

第二十三條 小會議は議案若くは報告書に付、質問を要する時又は諮詢に答ふる爲め、其他内議を要する時之を開く。

第二十四條 小會議は傍聴を許さず。

第二十五條 小會議に於ては第三十二條を除くの外本則に從ふ事を要せず。

委員

第二十六條 議長の意見若くは議員二名以上の請求に依り、委員を選み議案若くは修正案を調査せしめんとする時は、會議の意見を問ふべし。

第二十七條 委員は議員中に於て議長之を指名し、又は議員をして之を選舉せしむべし。但奇數を以て之を定む。

第二十八條 委員は其附托せられたる全案を取捨し或は改竄する事を得、其意見は多數に依て之を決し、其理由を錄して之を議長に報告すべし。

第二十九條 修正説を提出したるものは委員會に列し其主旨を辯明する事を得。但可否の數に入るを得ず

議場取締

第三十條 議長は議場取締の爲め時宜に依り、警察署

の臨監を請求する事を得

第三十一條 議席に於て總て人身上の毀譽褒貶に涉る

を許さず

#### 附 則

第三十二條 議事中は議員相私語し、及總て議事を妨

ぐるの舉動ある事を許さず

第三十三條 議事中は議員猥りに議席を退く事を許さ

ず

第三十四條 遷着の議員は議長の許可を得て、議席に

着くべし

第三十五條 議事中議長の許可を得ざる者は、議場に

#### 上田町町會傍聴人規則 明治二十六年三月決議

第一條 町會の傍聴を爲さんと欲する者は、氏名を申

出で傍聴牌を請ふべし

第二條 傍聴人は議員の着席前に着席し、退席の後に

退席すべし

第三條 傍聴人は議場に於ては靜肅黙聽すべし

入ることを許さず

第三十六條 議場に於て規則を犯し、議長の命に従は

ざる者は、會議の意見を問て處分すべし

#### 附 則

第三十七條 議員正當の事故ありて出席し難き時は、

其理由を詳記し開會時限前議長に届出すべし。但議

長は議事に先ち必ず議場に報告すべし

第三十八條 前案の届出を爲さざる者ある時は、議會

の決議を以て金一圓以下の過意金を出さしむべし

(本條は明治廿五年五月十一日追加)

#### 吏員諸給與規則

### 第三節 上田町吏員諸給與規則

上田町吏員諸給與の規程は明治二十三年十二月九日町吏員俸給及旅費支給規程を定め、廿五年五月十  
一日區長報酬支給及實費辨償規程を同年六月學務委員實費辨償及報酬規程を同年十二月廿一日名譽助役  
實費辨償及報酬旅費支給規程を議定した。同三十一年六月二日町吏員俸給及旅費支給規程中の一部改正

及上田町各名譽職吏員報酬並に實費辨償規定、有給吏員旅費規程中の一部改正、名譽吏員旅行實費辨償規程を議定し、同三十二年五月二十六日上田町有給吏員賄費給與規程を定め、同三十二年十一月二日上田町有給吏員退職給與金及退族一時扶助金給與條例を制定して三十三年一月十三日内務省許可となり同三十三年三月三十日上田町有給吏員旅費規定中一部の改正を爲した。三十四年一月廿六日上田町吏員諸給與規則及上田町使丁諸給與規則を制定し同年四月一日より實施することに決し、同時に以前に議定した上田町有給吏員俸給支給規程、上田町有給吏員旅費規程、上田町名譽職吏員報酬並實費辨償規定、上田町名譽職吏員旅行實費辨償規程、上田町有給吏員賄費給與規程、上田町使丁給支給規程を廢止した。

### 上田町吏員諸給與規則

#### 第一章 債 給

第一條 本町吏員の俸給は左の一日を以て支給す

但當日休暇日なる時は順次繰上ぐ

一年俸は十二分して毎月廿二日

一月俸は毎月二十二日

一日給は毎月末日

退職及在職中死亡のものは、前項の期日に拘らず

隨時支給す

第二條 新任の者は當選狀又は辭令交付の日より起算

第三條 増給及減給は告知の日より起算す

第四條 年俸及月俸の者私事の故障に由り出勤せざること十五日を踰ゆる時は、日割を以て俸給の半額に減ず

第五條 年俸及月俸の者公後に困らざる疾病又は傷痍に由り出勤せざること三十日を踰ゆる時は俸給の半額を減ず

第六條 前二條の場合相續で起りたる時は、其間通算し三十日の後減給す

第七條 忌引は前三條の日數に計算せざるものとす

第八條 年俸及月俸の者退職又は在職中死亡したる時は當月分俸給全額を支給す。但犯罪に由り失職又は懲戒に由り解職せられたる者は日割を以て支給す

第九條 目給の者は其出勤日數に應じて支給す

## 實費辨償

大祭日祝日其他公暇日の缺勤は其前後出勤したる場合には出勤日數に算入す

忌引は出勤日と看做す

第十條 債給の過渡に係る分は、翌月分の債給に於て

差引計算す

犯罪に由り失職又は懲戒に由り解職せられたる者の過渡に係る分は之を還附せしむ

第十一條 日割計算法は、其月現日數に割合計算す

## 報酬

第二章 報酬

第十六條 名譽職吏員職務取扱實費支給方に關しては

第十二條乃至第十四條を適用す

第十七條 第十五條第一項二號乃至五號の諸給は、其

月分を翌月一日に支給す

第十八條 有給吏員宿直賄料及當直賄料は、役場内に

宿直又は當直をなしたる時は一回金七錢を給す

第十九條 有給吏員文具料は毎月金十五錢とす。但勤務日數一ヶ月の内十五日以内の者は、其半額を支給す

四月より八月分迄 八月十五日  
九月より十二月分迄 十二月十五日  
一月より三月分迄 三月十五日

退職在職中死亡したる者は前項の期日に拘らず隨時

支給す

第十三條 各區長の報酬は毎年度豫算に定めたる年額

を、其年の四月一日現在の上田町戸數と、其區の戸數とに應じ、比例算出したるものを以て報酬額とす

區長缺員の場合に於ては、代理者に區長の受くべき報酬を給す

一町長、助役、收入役、書記 一日金拾錢  
二附屬員又は雇員 一日金五錢

第十四條 報酬は、任の時は、其月より支給し、退職又は在職中死亡の時は其月迄支給す

## 第三章 實費辨償

第十五條 實費辨償は左の五種とす

二有給吏員宿直賄料  
一名譽職吏員職務取扱實費

三同上 當直賄料

四同上 文具料

五同上 出張賄料

## 旅費

哩、海里)未満の端敷は計算せず

第二十一條 旅費は左の定限に従ひ往復順路の路程に依り、汽車貨船貨車馬賃及日當宿泊料を給す

第二十六條 非常急行及道路險惡の爲め定額の車馬賃にて支辨し難き場合に於ては其實費を給し、定額の車馬賃を給せず

前項の場合に於ては、豫め町長の承認を受くるものとす

第二十七條 旅行の兩會計年度に跨る時は、各年度毎に區分し旅費を計算す

## 附則

職名	汽車貨船貨一	車馬賃	日當一	宿泊料
に哩每	海里每	に一里每	付	日夜に付
町長	三錢	三錢	十五錢	五十錢
助役	同	同	同	一圓
收入役	同	同	同	同
委員	同	同	同	同
書記	同	同	四十錢	八十錢
附屬員	同	同	同	同

第二十八條 此規則は明治三十四年四月一日より施行す

第二十九條 現行上田町有給吏員俸給支給規程(廿三年十二月九日議決)上田町有給吏員旅費規程(廿三年十二月九日議決)上田町各名譽職吏員報酬並に實費辨償規定(卅一年六月廿日議決)上田町名譽吏員旅行

實費辨償規程(卅一年六月廿日議決)上田町有給吏員賄費給與規程(卅二年五月廿六日議決)は、本規則施行の日より之を廢止す

第二十三條 汽車貨船貨は海里數車馬賃は里數  
日當は日(宿泊料は宿泊數に應じて支給す)  
第二十四條 日當は陸路往復六里未満、汽車往復十哩  
未満の旅行には給せざるものとす

但公務の都合に依り宿泊を要する時は此限にあらず  
第二十五條 汽車貨船貨及車馬賃は、其種類毎に經過せる路程の總數を合算して之を支給す。但其一位(里

## 第四項 使丁給與規則

明治廿三年十二月使丁給支給規程を定めた事があつたが、三十四年一月二十六日に使丁諸給與規則を改定した

第一條 使丁の給料は上田町吏員諸給與規則第一章俸

給の規定を準用す。但俸給の支給は毎月末日とす

第二條 使丁役場内に宿直又は當直をなしたる時は賄

料一回金五錢を給す  
第三條 宿直又は當直賄料は其月分を翌月一日に支給す

## 吏員優遇法

退職給與金及遣族  
例一時扶助金條

明治三十二年に至り町有給吏員優遇の一法として、其退職給與金及び其遣族に一時扶助金を給與する事とし、町會の議決を經て、其筋の許可を仰ぎしが、翌三十三年一月十三日許可と成り、同月二十二日公布實施するに至つた。

### 上田町有給吏員退職給與金及遣族一時扶助金給與條例

第一條 本町有給吏員は此條例の規定する所に依り退職給與金を受くるの権利を有す

第二條 本條例に於て有給吏員と稱するは町會に於て選舉又は選任したる有給吏員を謂ふ

第三條 有給吏員五年以上に至り退職した時は、一時退職給與金を給す

第四條 左に掲ぐるに該る時は退職給與金を給せず

一年齢滿六十歳未満にして自己の便宜に依り退職したる時

二懲戒裁判に依り解職せられたる時  
但自己の所爲にあらずして職務を執るに堪へざるに退職當時の給料一ヶ月の額を乗じたる金額を給すが爲め解職せられたる場合は此限にあらず

三隨時解職し得べき有給吏員にして不都合の所爲ある時

第五條 第三條に相當する者の退職給與金は在職年數に於ては、其裁判確定の日を待て解職の當時に遡り退職給與金を給す

第六條 在職年數の計算は就職の月より起算し退職の月を以て終とす

### 第三紀 第二篇 吏員身元保證金規則

五〇

町長助役收入役前任期満ち引き續き選舉せられ又は他の有給吏員に選舉若くは選任せられ就職したる場合は勤続者と看做す

書記其他附屬員にして町長助役收入役等に選舉せられ就職したる場合亦同じ

第八條 退職給與金を受くるの権利を有する者在職中死亡したる時は、本人の受くべき退職給與金を一時扶助金として次項に定むる所に依り其遺族に給與す。扶助金は配偶者に給す。配偶者無き時は孤児に給す、孤児數子ある時は家名繼襲者に給す。戸主に非らざる者の孤児に在ては長子に給す。但家名繼襲者を除く外男子を先にし女子を後にす配偶者及孤児無き時は父母又は祖父母に給す。父母又は祖父母共に生存せざる時は死去者の死去當時の戸籍内に在る

#### 附 則

第十一條 此條例は公布の日より施行す

第十二條 此條例施行の際現に在職するものの在職年數は就職の始めて週り起算す

### 吏員賜暇休暇規程

上田町有給吏員賜暇休暇規程 明治三十一年七月十八日議決

第一條 上田町有給吏員父母の祭日に當る時は、明治六年九月太政官達第二百八十八號に準じ、休暇を與ぶ  
第二條 上田町有給吏員、父母病氣の看護をなす場合若くは祖先の墓參並に轉地療養をなす爲め、旅行を爲す場合に於ては、相當の日限内に於て、休暇を與ふ

第三條 上田町有給吏員は、内閣に於て暑中休暇の達をなしたる時は、明治七年七月太政官達第八十四號に準じ、二週間以内の休暇をなすことを得  
第四條 町長は時務繁濶を認むる時は、前各條の期間を制限し、又は全く休暇を與へざる事を得

兄弟姉妹に給す

前項の扶助金は先づ父に給し其父生存せざる時は母に給す、母より祖父に祖父より祖母に給するは順次比例に依る

第九條 公務の爲め疾病又は傷痍を受け因て死亡したる場合に於ける遺族扶助金は第六條の倍額を給す  
第十條 退職給與金及遺族一時扶助金は退職又は死亡の後三ヶ月以内に本人又は其遺族の請求に依り之を給與す

明治三十四年一月町吏員身元保證金規則を議定し、本町收入役に就職する時には身元保證金五百圓を納めしむることにした。

規則  
吏員身元保證金

第一條 本町收入役に就職する者は身元保證金五百圓

を徴す、身元保證金は有價證券を以て代用することを得。但其種類價格は町長の定むる所に依る

第二條 身元保證金は町長に於て保管することを要す

第三條 代用の有價證券價格にして時價の變動に由り

上田町吏員身元保證金規則

第一項の金額以下に減じたる時は町長は遲滞なく補充せしむべし

第四條 身元保證金は退職又は在職中死亡したる時返付す。但町に對し賠償すべきことある時は其裁決確定の後返付すべし

諸諸明手數料

第六節 諸證明手數料

證明種別

手數料

營業に關係するもの

金二十錢

一件に付

印鑑

同

船舶

同

車

同

土地

同

建物

同

納稅

同

狩獵

同

人事

同

寺社

同

同二十錢

同十錢

同二十錢

同二十錢

同二十錢

同二十錢

刑 詐	同	同	十錢	同
公 權	同	同	十錢	同
資 產	同	同	十錢	同

此外公簿書類又は土地圖面の閲覽謄本及土地臺帳土地圖面の謄本土地調査に關する手數料をも定めた。閲覽料は一件に付金十錢謄本抄本は原本一枚に付金二十錢土地臺帳又は土地圖面の謄本は土地一筆に付金五錢土地の調査料は丈量一回に付金五十錢とした。而して此等の手數料は出願の際徵收することとしたが、若し此等手數料を納入する資力無しと認むる者は町長に於て之を免除することを得ることとした。

## 第七節 學務委員選舉規定

明治二十五年六月十日上田町學務委員設置規程を定めしが、同三十二年七月八日上田町學務委員選舉規定を制定し同時に前規程は之を廢止した。

### 上田町學務委員選舉規定

#### 學務委員選舉規

#### 定

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| 第一條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第七<br>十九條に依り上田町學務委員の定員を六名とす  | 三上田女子尋常小學校教員より<br>第三條 委員の任期は三年とす |
| 第二條 委員の配當左の如し<br>一公民中選舉權を有する者より<br>二上田尋常高等小學校教員より<br>三上田尋常高等小學校教員より<br>四名<br>此規定に抵觸する上田町學務委員設置規程は之を廢止す | 附 則                              |

委員の任期は三年  
委員の配當

## 第八節 町稅徵收方法及收入金督促手數料

## 町税徵收方法

明治二十二年十二月町税徵收條例を議決し、翌年一月一日より之を實施せしが、同三十二年八月内務大臣の許可を得て廢止し、翌三十三年三月廿日、上田町々税徵收方法を議決した。

### (一) 上田町々税徵收方法

第一條 上田町々税は、第二條の場合を除くの外、左の區別に依り徵收す

一、地價割	全額	五月一日乃至五月十五日
二、國稅營業稅	半額	六月一日乃至十五日 十二月一日乃至十五日
三、縣稅營業稅	全額	八月十五日乃至卅一日
四、縣稅戸數割	半額	七月一日乃至十五日 一月一日乃至十五日
五、一部賦課地價割	全額	八月一日乃至十五日 <small>(三十三年六月十五日追加)</small>
六、一部賦課戸別割	全額	八月一日乃至十五日 <small>(同前)</small>

第二條 縣稅戸數割、同營業稅、同雜種稅を、月割を以て隨時徵收せらるゝ者に、附加する戸別割營業稅は、各其本稅と同期日に徵收す  
縣稅營業稅中物品販賣業の内、蠶種商繭商生絲製造所稅及縣稅雜種稅中遊藝稼人相撲行司俳優稅に附加する營業割は、各其本稅と同期日に全額を徵收す  
縣稅雜種稅中の月稅日稅及屋寄稅に附加する營業割は各其本稅と同期日に全額を徵收す

### 町村稅に不納者多し

上田町外二ヶ村戸長役場よりの注意

聯合町村制の時代に、國稅地方稅の納入振に比すると、町村稅は不納者が甚多かつた。故に明治十八年五月十七日、上田町外二ヶ村戸長役場より、左の注意を與へた事があつた。

從來町村費の徵收に當り、不納者夥多なる國稅地方稅に倍蓰せり、蓋其原因一にして足らずと雖も、要するに其處分の遲緩なるより、遂に姑息に流るゝの弊なしとせず、然るに規則上にては、國稅地方稅不納者と同一の處分を受くべきものなれば、心得違無之様可致事

町政時代に至ても、納稅の事は動もすれば、怠納者があつて、徵收上遺憾が尠く無つた、之に依て自然町政の施行運用上に、支障を來たすので、明治二十二年十二月徵收金督促條例を定め、督促を二回とし、初回には其料金金壹錢、再應の督促には參錢の手數料を納めしめたが、同三十一年八月五日此條例を廢し、新に督促手數料條例を定めて、施行する事と成つた。

第三紀 第二篇 町稅徵收方法及收入金督促手數料

五九四

條例  
收入金督促手數料

(二) 上田町收入金督促手數料條例

第一條 本町に於て徵收する、町稅其他の諸收入金を定期に納めざる者のある時は、町村制第百二條に依り、本條例の定むる所に依り、町長之を督促すべし

第二條 納期後五日を過ぎ、前條の金圓を完納せざる時は、之を督促す、其督促を受け三日以内に、尙完納せざる時は、國稅徵收法第三章の規定に依り處分すべし

第三條 督促を爲したる時は、手數料として金五錢を

徵收す

但手數料額意納金額に超過する時は、滯納金と同額の手數料を徵收す

第四條 督促を爲す時は、町長より督促手數料を記載したる督促令狀を交付すべし

第五條 督促手數料は、滯納金と同時に之を徵收すべし